

平成27年度 集団指導講習会 資料

通所介護/ 介護予防通所介護

実際の事業所運営に当たっては、
「運営の手引き」を参照してください。



目 次

1 共通

1-1	介護保険法の一部改正について	P1
1-2	平成27年度介護報酬改定について	P3
1-3	基準条例、解釈通知の改正について	P6
	(参考資料) 介護保険法の体系図	P8
1-4	消費税転嫁対策特別措置法について	P9
1-5	処分事例について	P10
1-6	法令遵守と管理者の責務について	P13
	(参考資料) 介護保険法遵守チェックリスト	P14
1-7	「運営の手引き」・「運営状況点検書」について	P15
1-8	運営規程・重要事項説明書について	P17
1-9	事業所の運営について	P19
1-10	苦情処理について	P23
	(参考資料) 苦情相談窓口	P24
1-11	事故発生時の対応について	P25
1-12	記録の整備について	P27
1-13	指定更新申請の手続きについて	P28
1-14	変更届・加算届・廃止届・休止届等について	P29
1-15	介護サービス情報の公表制度について	P30
1-16	介護支援専門員の資格更新等について	P32
1-17	業務管理体制の整備に係る届出について	P34
1-18	介護職員処遇改善加算について	P36
1-19	介護職員等による喀痰吸引等について	P38
1-20	高齢者虐待の未然防止と早期発見のために	P43
	(参考資料)	
	高齢者虐待相談・通報窓口(各市町村の高齢者虐待相談窓口)	P46
1-21	徘徊高齢者の早期発見について	P47
1-22	かながわ感動介護大賞の取組み	P48
1-23	介護保険事業所に係る指定・指導・監督の所管一覧	P49
1-24	(生活保護法関係資料)	
	生活保護法指定介護機関制度の見直しについて	P50

2 通所介護

2-1	人員・運営に関する基準改正関係について・・・・・・・・	P52
2-2	介護報酬改定関係について・・・・・・・・	P52
2-3	その他の介護保険制度改正関係について・・・・・・・・	P56
2-4	人員基準について・・・・・・・・	P57
2-5	設備基準について・・・・・・・・	P61
2-6	通所介護計画について・・・・・・・・	P64
2-7	プログラム(通所介護で認められる範囲)について.....	P65
2-8	所要時間・サービス提供時間について・・・・・・・・	P67
2-9	衛生管理、非常災害時の対応、事故報告について.....	P69
2-10	事業所規模について・・・・・・・・	P70
2-11	加算について・・・・・・・・	P72
2-12	減算について・・・・・・・・	P75
2-13	夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合 の事業の人員、設備及び運営に関する指針(抜粋).....	P78

1 平成27年度における介護保険法の一部改正について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)(以下医療介護総合確保推進法)」が、平成26年6月25日に公布され、介護保険法の一部が改正されました。

医療介護総合確保推進法は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、必要な医療及び介護の総合的な確保を推進するため、介護保険法等の関係法律の所要の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりです。

●「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」の介護保険法の一部改正部分の概要

1 居宅サービス等の見直しに関する事項

- (1) 通所介護のうち、利用定員が厚生労働省令で定める数未満のものについて、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置づけること。(平成28年4月1日までの間で政令で定める日施行:介護保険法第8条関係)
- (2) 指定居宅介護支援事業者の指定等を市町村が実施するものとする。こと。(平成30年4月1日施行:介護保険法第79条等関係)

2 施設サービス等の見直しに関する事項

- (1) 介護老人福祉施設等に係る給付対象を、厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者その他居宅において日常生活を営むことが困難な要介護者とする。こと。(平成27年4月1日施行:介護保険法第8条関係)
- (2) サービス付き高齢者向け住宅を住所地特例の対象とするものとする。こと。また、住所地特例の対象者について、居住地の市町村が指定した地域密着型サービス等の利用を可能とするとともに、居住地の市町村の地域支援事業の対象とするものとする。こと。(平成27年4月1日施行:介護保険法第13条等関係)

3 費用負担の見直しに関する事項

- (1) 介護給付及び予防給付について、一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る利用者負担の割合を、その費用の100分の20とすること。(平成27年8月1日施行:介護保険法第49条の2等関係)
- (2) 特定入所者介護サービス費等の支給要件について、所得のほか、資産の状況もしん酌するものとする。こと。また、偽りその他の不正行為によって特定入所者介護サービス費等を受けた場合、市町村は、その給付の価額に加え、その価額の2倍に相当する額以下の金額を徴収することができるものとする。こと。(平成27年8月1日施行:介護保険法第51条の3等関係)
- (3) 市町村は公費で低所得者の第一号保険料の軽減を行い、国がその費用の2分の1、都道府県が4分の1を負担するものとする。こと。(平成27年4月1日施行:介護保険法第124条の2関係)

4 地域支援事業の見直しに関する事項

- (1) 介護予防サービスのうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護を介護予防・日常生活

支援総合事業(以下「総合事業」という。)に移行し、平成29年度までに全ての市町村で実施するものとする。 (平成27年4月1日施行:介護保険法第115条の45等関係)

(2) 総合事業について、次に掲げる事項を規定すること。(平成27年4月1日施行:介護保険法第115条の45の2等関係)

ア 厚生労働大臣は、総合事業の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表すること。

イ 市町村は、定期的に、総合事業の実施状況について評価等を行うよう努め、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めること。

ウ 総合事業について、国がその費用の100分の25を、都道府県及び市町村がそれぞれ100分の12.5を負担するとともに、医療保険者が負担する地域支援事業支援交付金を充てること。

(3) 地域支援事業の包括的支援事業に次に掲げる事業を追加し、平成30年度までに全ての市町村で実施するものとする。 (平成27年4月1日施行:介護保険法第115条の45等関係)

ア 医療に関する専門的知識を有する者が、介護事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進する事業

イ 日常生活の支援及び介護予防に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業

ウ 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の総合的な支援を行う事業

(4) 地域支援事業の事業費の上限について、75歳以上の被保険者の数も勘案して設定するものとする。 (平成27年4月1日施行:介護保険法第115条の45関係)

(5) 地域包括支援センターの設置者は、実施する事業の質の評価を行うこと等により事業の質の向上に努めるものとする。また、市町村は、定期的に、実施する事業の実施状況の点検等を行うよう努めるものとする。 (平成27年4月1日施行:介護保険法第115条の46関係)

(6) 市町村は、適切な支援の検討等を行うために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者その他の関係者等により構成される会議を置くよう努めるものとする。 (平成27年4月1日施行:介護保険法第115条の48関係)

5 介護保険事業計画の見直しに関する事項

(1) 市町村介護保険事業計画について、介護給付等対象サービスの量、費用の額、保険料の水準等に関する中長期的な推計を記載するよう努めるものとするほか、市町村計画と整合性の確保が図られたものでなければならないものとする。 (平成27年4月1日施行:介護保険法第117条関係)

(2) 都道府県介護保険事業支援計画について、都道府県計画及び医療計画と整合性の確保が図られたものでなければならないものとする。 (平成27年4月1日施行:介護保険法第118条関係)

平成27年度介護報酬改定については、中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化、介護人材確保対策の推進及びサービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築などを基本的な考え方として、各サービスの報酬・基準についての見直しが行われました。

1 平成27年度介護報酬改定の概要

(1) 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化

① 地域包括ケアシステムの構築に向けた対応

- ・将来、中重度の要介護者や認知症高齢者となったとしても、「住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるようにする」という地域包括ケアシステムの基本的な考え方を実現するため、引き続き、在宅生活を支援するためのサービスの充実を図る。
- ・特に、中重度の要介護状態となっても無理なく在宅生活を継続できるよう、24時間365日の在宅生活を支援する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を始めとした「短時間・一日複数回訪問」や「通い・訪問・泊まり」といった一体的なサービスを組み合わせ提供する包括報酬サービスの機能強化等を図る。

② 活動と参加に焦点を当てたリハビリテーションの推進

- ・リハビリテーションの理念を踏まえた「心身機能」、「活動」、「参加」の要素にバランスよく働きかける効果的なリハビリテーションの提供を推進するため、そのような理念を明確化するとともに、「活動」と「参加」に焦点を当てた新たな報酬体系の導入や、このような質の高いリハビリテーションの着実な提供を促すためのリハビリテーションマネジメントの充実等を図る。

③ 看取り期における対応の充実

- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、看取り期の対応を充実・強化するためには、本人・家族の意向に基づくその人らしさを尊重したケアの実現を推進することが重要であることから、施設等におけるこのような取組を重点的に評価する。

④ 口腔・栄養管理に係る取組の充実

- ・施設等入所者が認知機能や摂食・嚥下機能の低下等により食事の経口摂取が困難となっても、自分の口から食べる楽しみを得られるよう、多職種による支援の充実を図る。

(2) 介護人材確保対策の推進

- ・地域包括ケアシステム構築の更なる推進に向け、今後も増大する介護ニーズへの対応や質の高い介護サービスを確保する観点から、介護職員の安定的な確保を図るとともに、更なる資質向上への取組を推進する。

(3) サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築

- ・地域包括ケアシステムの構築とともに介護保険制度の持続可能性を高めるため、各サービス提供の実態を踏まえた必要な適正化を図るとともに、サービスの効果的・効率的な提供を推進する。

※介護報酬改定の詳細は以下に記載されています。必ずご確認ください。

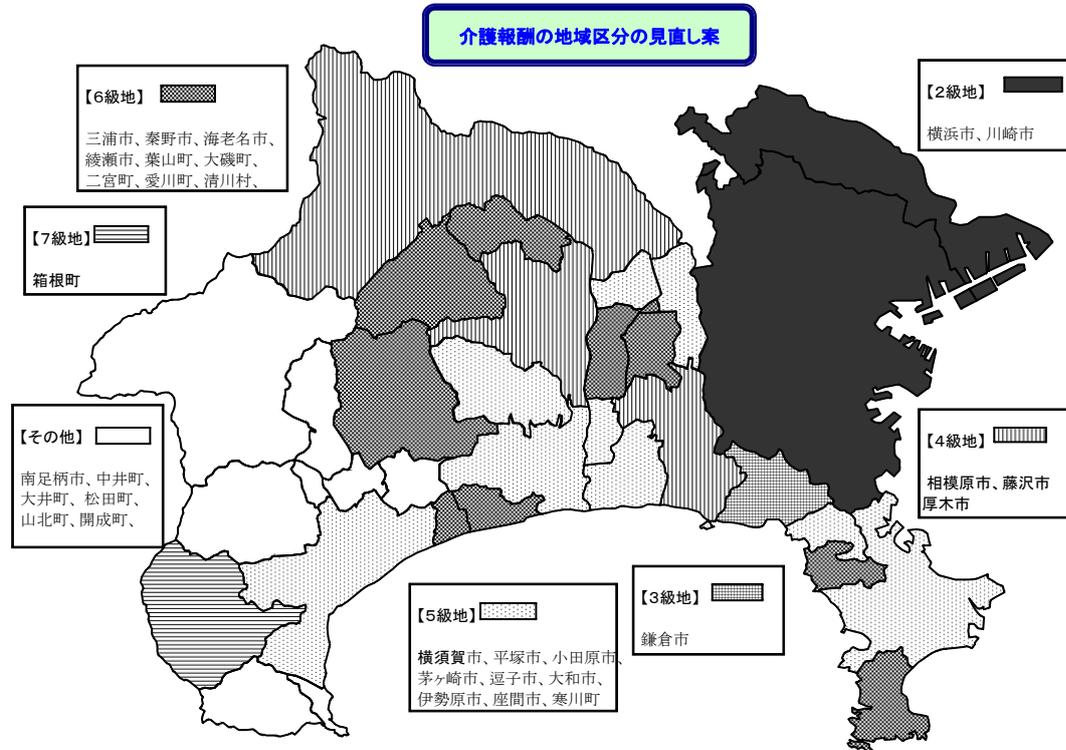
「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

－ライブラリ(書式/申請)－16. 平成27年度介護保険制度改正・報酬改定

2 地域区分の見直し

公務員(国家公務員又は地方公務員(以下同じ))の地域手当の設定に準じて地域区分の見直しが行われました。

公務員の地域手当の設定がない地域については、「その他(0%)」の設定を原則としつつ、隣接する地域の実情を踏まえ、公務員の地域手当の設定がある地域について「複数隣接する地域区分のうち低い区分」から本来の「その他(0%)」までの範囲内の区分が選択できるようになりました。



サービス別の1単位当たりの単価の見直し案

(単位 円)

区 分	現 行							改 正 案 (平成27～29年度経過措置期間中)							
	人件費割合	上乗せ割合						人件費割合	上乗せ割合						
		2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他		2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	15%	12%	10%	6%	3%	0%		16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%	
居宅サービス															
訪問介護	70%	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00	70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00
訪問入浴介護	70%	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00	70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00
訪問看護	70%	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00	70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00
訪問リハビリテーション	55%	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00	55%	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00
通所介護	45%	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00	45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
通所リハビリテーション	55%	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00	55%	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00
短期入所生活介護	45%	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00	55%	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00
短期入所療養介護	45%	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00	45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
特定施設入居者生活介護	45%	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00	45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
居宅介護支援	70%	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00	70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00
介護保険施設サービス															
介護老人福祉施設	45%	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00	45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
介護老人保健施設	45%	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00	45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
介護療養型医療施設	45%	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00	45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00

※ 介護予防サービスは、省略。

3 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準

「常勤」について

「常勤」とは事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものですが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合には、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能となりました。

ただし、常勤換算方法については、従前どおり「当該事業所の従業者の勤務時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法」であり、その計算に当たっては、育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者の有無は問題にはなりません。

1 基準条例の制定

(1) 基準条例

介護保険法の規定に基づく介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準については、厚生労働省令で定める基準を基本としつつ、各自治体が条例で定めることとされ、神奈川県では次に掲げる条例が制定されています。

神奈川県が所管する介護保険事業者・介護保険施設は、これらの条例に定められた基準に従って、事業を実施しなければなりません。

【平成25年4月1日施行分】

- 1 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第14号）
- 2 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第15号）
- 3 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第16号）
- 4 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第17号）
- 5 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第18号）
- 6 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第19号）
- 7 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第20号）
- 8 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第21号）

【平成26年10月1日施行分】

- 9 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年神奈川県条例第41号）

(2) 基準条例施行規則

各基準条例に定める規定のうち一部については、規則に委任されています。

(3) 解釈通知

条例・規則で定められた基準の趣旨及び内容については、条例・規則とは別に通知が発出されています。

【基準条例・基準条例施行規則・解釈通知の掲載場所】

ウェブサイト 介護情報サービスかながわ

→ ライブラリ（書式／通知）

→ 5. 国・県の通知

→ 高齢福祉分野における施設基準条例等の公布について

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=686&topid=6>

→（各基準条例）

→ 高齢福祉分野における施設基準条例施行規則等の公布について

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=692&topid=6>

→（各基準条例施行規則）

→ 高齢福祉分野における施設基準条例等に関する解釈通知について

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=695&topid=6>

→（各〇〇に関する基準（等）を定める条例（等）について）

2 基準条例の改正

○ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の制定に伴い、並びに介護保険法の規定に基づき、各基準省令が改正されたことに伴い、各基準条例・基準条例施行規則・解釈通知は改正されています。

○ 平成27年4月1日以降は、改正後の基準条例等の規定に従って、適正に事業を実施しなければなりません。

○ 改正の内容については、次の場所に掲載されている文書を確認してください。

【基準条例の掲載場所】

ウェブサイト 介護情報サービスかながわ

→ ライブラリ（書式／通知）

→ 5. 国・県の通知

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=6>

→ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の公布

→ 特養、老健、軽費老人ホームの設備、運営等の基準条例の一部を改正する条例の公布について

※ 施行規則・解釈通知についても、同じ場所に掲載されています。

(参考資料) 介護保険法の体系図

介 護 保 険 法		介護保険法施行令		
		介護保険法施行規則		
1 指 定 関 係				
サ ー 居 宅 ス ー ビ ス	基準	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	H25 神奈川県条例第20号	
	解釈通知	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例等について	H25.3.29 高施第336号	
居 宅 支 援 介 護	基準	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	H26 神奈川県条例第41号	
	解釈通知	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等について	H26.9.30 介保第141号	
施 設 サ ー ビ ス	介護老人福祉施設	基準	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	H25 神奈川県条例第17号
		解釈通知	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等について	H25.3.29 高施第336号
	介護老人保健施設	基準	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	H25 神奈川県条例第18号
		解釈通知	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例等について	H25.3.29 高施第336号
	介護療養型医療施設	基準	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	H25 神奈川県条例第19号
		解釈通知	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等について	H25.3.29 高施第336号
サ ー 介 護 予 防 ス ー ビ ス	基準	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例	H25 神奈川県条例第21号	
	解釈通知	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例等について	H25.3.29 高施第336号	
2 介 護 報 酬 関 係				
居 宅 サ ー ビ ス	基準	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準	H12 厚生省告示第19号	
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	H12 老企第36号	
		指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	H12 老企第40号	
居 宅 支 援 介 護	基準	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準	H12 厚生省告示第20号	
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	H12 老企第36号	
サ ー 施 設 ス ー ビ ス	基準	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準	H12 厚生省告示第21号	
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	H12 老企第40号	
サ ー 介 護 予 防 ス ー ビ ス	基準	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準	H18 厚生労働省告示第127号	
	解釈通知	「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について	H18 老計発0317001 H18 老振発0317001 H18 老老発0317001	
そ の 他 報 酬 関 係	厚生労働大臣が定める一単位の単価		H27 厚生労働省告示第93号	
	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等		H27 厚生労働省告示第94号	
	厚生労働大臣が定める基準		H27 厚生労働省告示第95号	
	厚生労働大臣が定める施設基準		H27 厚生労働省告示第96号	
	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法		H12 厚生省告示第27号	
	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準		H12 厚生省告示第29号	
	厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数		H18 厚生労働省告示第165号	
その他	通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて		H12 老企第54号	

平成26年4月1日に消費税率が引き上げられました。消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(以下、「消費税転嫁対策特別措置法」という。)が施行されています。

1 消費税転嫁対策特別措置法の概要について

○ 消費税転嫁対策特別措置法において事業者が遵守すべき事項は、次のとおりです。

(1) 特定事業者は特定供給事業者に対し、以下の行為を行ってはなりません。

- ア 減額・買ったとき
- イ 商品購入、役務利用又は利益提供の要請
- ウ 本体価格での交渉の拒否
- エ 報復行為

特定事業者(①大規模小売事業者、②特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者)
 特定供給事業者(①大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者、②資本金等の額が3億円以下である事業者、個人事業者等)

(2) 事業者は消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する以下の表示を行ってはなりません。

- ア 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
- イ 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの
- ウ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であってイに掲げる表示に準ずるもの

(3) 消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しません。

(4) 事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定は適用しません。

(5) 転嫁の方法の決定に係る共同行為及び表示の方法の決定に係る共同行為について、独占禁止法の適用除外とします。

※消費税転嫁対策特別措置法のガイドラインが公表されています。また、制度の概要をまとめたパンフレットも作成されています。これらについては、「介護情報サービスかながわ」にも掲載していますので、ご確認ください。

「介護情報サービスかながわ」—ライブラリ(書式／申請)—5. 国・県の通知

—★★介護保険最新情報(厚生労働省通知)★★

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=588&topid=6>)

—介護保険最新情報Vol.353(H26.1.16)

介護保険事業者は、人員基準や設備基準、運営基準に合致することを前提に事業への参入が認められています。従って、基準違反に対しては厳正に対処すべきとされており、基準違反に対する改善勧告に従わなかった場合は、行政処分(指定・開設許可の取消や一部効力の停止等)を受けることとなり、介護保険上のサービスを継続できなくなります。

1 神奈川県での処分事例

(1) 指定通所介護事業所の指定取消事例

【処分理由】

- ・ 事業所の新規指定に際し、事業所に勤務する予定のない者を事業所の生活相談員として記載した書面及び資格証を提出し、不正の手段により指定を受けた。**(虚偽の指定申請)**
- ・ 立入検査に際して、法人代表取締役が、実際に勤務していない者を生活相談員として配置していたとする虚偽の答弁を行った。**(虚偽答弁)**
- ・ 立入検査に際して、法人代表取締役が、実際に事業所に勤務していない者を生活相談員として記載した虚偽の帳票(勤務表、業務日誌等)を提出した。**(虚偽報告)**

(2) 指定通所介護事業所の指定の一部の効力停止事例

【処分理由】

- ・ 新規指定に際し、勤務する予定のない者(法人取締役)を常勤専従の機能訓練指導員として記載した虚偽の書面を提出し、指定を受けた。**(虚偽の指定申請)**
- ・ 常勤専従の機能訓練指導員が配置されていないにもかかわらず、常勤専従の機能訓練指導員の配置を要件とする個別機能訓練加算Ⅱ(平成23年当時。現在の個別機能訓練加算Ⅰ)の算定要件を満たしているとして届出を行い、不正に当該加算を請求した。**(不正請求)**

(3) 指定居宅介護支援事業所の指定の一部の効力停止事例

【処分理由】

- ・ 管理者が、監査を実施した日までの間、事業所と同一敷地内にない住宅型有料老人ホームに常駐して業務を行っており、人員基準を満たしていなかった。**(人員基準違反)**
- ・ 管理者が事業所に勤務する体制になっておらず、人員基準を満たしていない期間について、人員基準を満たしているとして不正に居宅介護サービス計画費を請求した。**(不正請求)**

※これまでの神奈川県での処分事例の詳細は以下に記載されています。

「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

ーライブラリ(書式／申請)

ー15. 介護保険法による指定居宅サービス等の指定、更新、廃止、処分等について

2 処分の要件・効果

(1) 処分の要件

指定後、以下の事由に該当する場合には**指定を取り消し**、又は期間を定めてその**指定の全部若しくは一部の効力を停止**することがあります。

- ① 法人又は法人の役員について、禁錮以上の刑又は介護保険法を含む国民の保健医療・福祉に関する法律、労働に関する法律で罰金の刑に処せられたとき(執行が終わっていない、又は執行を受けることがなくなっていないときを含む。)
- ② 指定を行うに当たって付された条件に違反したとき。
- ③ 従業者の知識・技能又は人員について、条例で定める基準又は員数を満たすことができなくなったとき。
- ④ 条例で定める設備及び運営に関する基準に従って適正なサービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- ⑤ 介護保険法及びこれに基づく命令を遵守し、要介護者等のため忠実に職務を遂行する義務に違反したとき。
- ⑥ 介護サービス費の請求に関し不正があったとき。
- ⑦ 都道府県知事からの報告又は帳簿書類の提出・提示命令に従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ⑧ 都道府県知事からの出頭要求・質問に対する答弁に拒否し、質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査の拒否・妨害・忌避をしたとき。
- ⑨ 不正の手段により指定を受けたとき。
- ⑩ 介護保険法を含む国民の保健医療・福祉に関する法律やこれらに基づく命令・処分に違反したとき。
- ⑪ 介護サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- ⑫ 役員のうち、5年以内に介護サービスに関し不正または著しく不当な行為をした者がいるとき。

(参考) 全国の指定取消し等の状況(指定居宅サービスのみ)(平成25年度)

指定取消事由	根拠条文体例	件数
③ 人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなった。	第77条第1項第3号	20件
④ 設備及び運営に関する基準に従って適切な運営ができなくなった。	第77条第1項第4号	15件
⑤ 要介護者の人格尊重義務に違反した。	第77条第1項第5号	2件
⑥ 介護給付費の請求に関して不正があった。	第77条第1項第6号	32件
⑦ 帳簿書類に提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした。	第77条第1項第7号	16件
⑧ 質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた。	第77条第1項第8号	7件
⑨ 不正の手段により指定を受けた。	第77条第1項第9号	8件
⑩ 介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律等に基づく命令に違反した。	第77条第1項第10号	2件

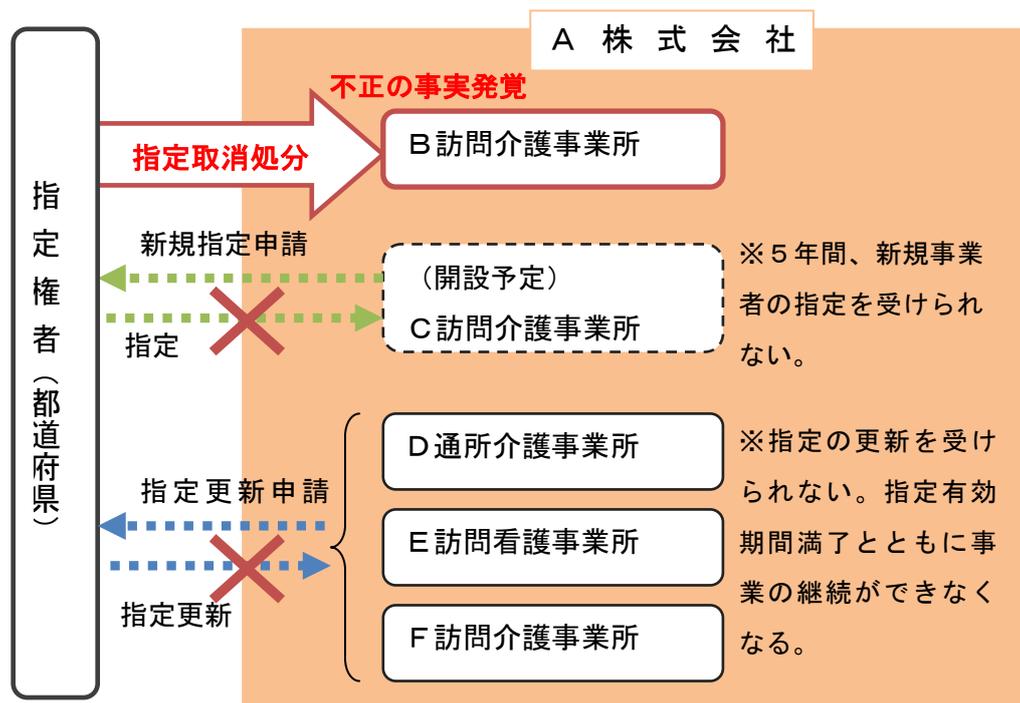
(2) 指定取消しの効果

該当事業所の指定が取り消されたときは、その事業所の事業が継続できなくなるだけでなく、事業者に対して、次の介護保険法上の制限がかかります。

ア 指定の取消処分を受けた法人は、指定の欠格事由に該当するので、当該法人は、**5年間新たに指定を受けることができません。**

イ 複数の介護サービス事業所を経営する場合、指定の更新の欠格事由にも該当するので、傘下の介護サービス事業所が連座して**5年間指定の更新を受けることができません。**

(例)



注意

- 指定の取消処分を受けた事業所を運営する法人に所属する役員等が他の法人の役員である場合は、その法人も同様の制限を受けることとなります。また、他の法人の役員になった場合も同様です。例えば、新たに介護サービスの事業所を開設しようとする法人の役員の中に過去5年以内に指定の取消の処分を受けた事業者の役員がいれば、指定を受けることができなくなります。また、介護サービス事業所を運営する法人の役員の中に過去5年以内に指定の取消の処分を受けた事業者の役員がいる場合、指定の更新を受けられず、介護保険上のサービス事業の存続ができなくなります。
- 運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、5年間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行いません。

1 法令遵守

介護保険事業を運営するにあたって、人員基準・設備基準・運営基準等、様々な基準が定められており、介護保険指定事業者は、人員基準や設備基準を満たし、運営基準に沿った事業運営をすることを前提に、指定（開設許可）を受けています。よって、基準を満たさない場合には、指定や更新を受けることができません。

「基準」は、介護保険指定事業者の行う事業がその目的を達成するために必要な最低限の基準を定めたものであり、常に満たされている必要があります。また、介護保険指定事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。

基準を理解しておらず、知らないうちに基準違反の運営を行っている事業所も見受けられますので、そのような事態にならないためにも、きちんとした法令の理解が必要です

2 管理者の責務

(1) 事業所内の一元的な管理

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければなりません。

サービスの実施状況の確認等を担当者任せにするのではなく、管理者も確認するようにしてください。

ポイント(従業者の管理)

- 従業者の管理については、タイムカード等による出勤状況の確認、有資格者についての資格証等の写しの保管等により、従業者に関する記録等を整備し、勤務表を毎月作成するなど、基準に適合した勤務体制を確保するために必要な状況把握を行ってください。

(2) 従業者への指揮命令

管理者は事業所の従業者に、事業の人員・設備・運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行わなければなりません。管理者が法令を遵守することは当然のことですが、その他の従業者の方にも法令を守っていただくよう、管理者として必要な指示を行ってください。

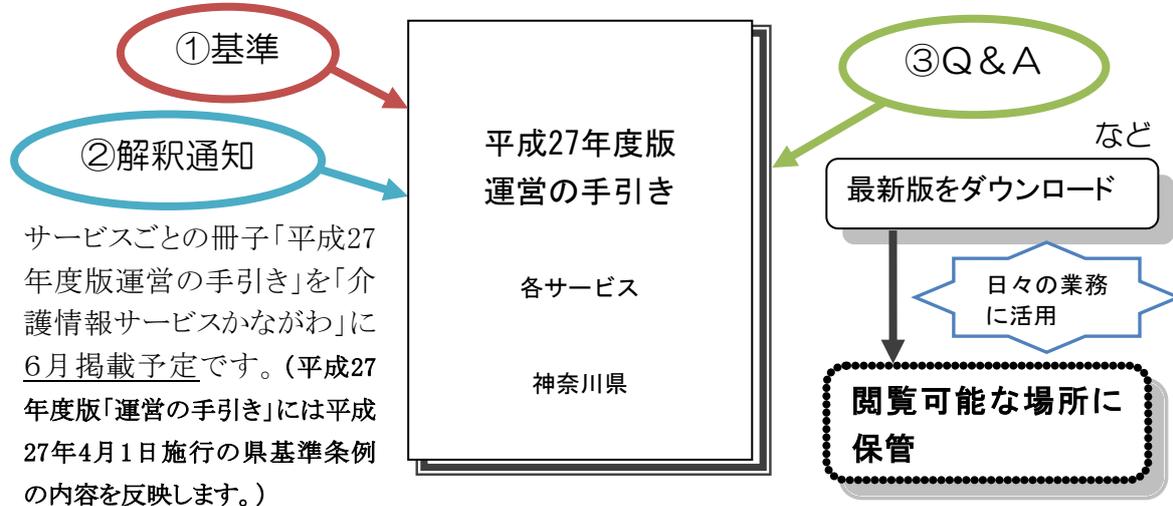
事業所内で基準違反に該当することが行われていたことが発覚した場合、管理者が直接関与していなくても、管理者の監督責任を問われます。

管理者は常勤で管理業務に専従することが原則となっています。同一敷地内で管理業務に支障がない範囲内の兼務しか認められていませんので、たとえ同じ事業所内で他の職務との兼務でも管理業務に支障がある場合には基準違反となります。

【介護保険法令遵守チェックリスト】

主な時期	項目	チェック内容	○×
指定時	メール配信システムへの登録及び内容の確認	メール配信システムへの登録は済んでいますか？	
		配信されたメールの内容を定期的に確認し、必要な事項を職員に周知していますか？	
	業務管理体制の整備に係る届出(法人単位)	業務管理体制の整備に係る届出をしていますか？	
整備する業務管理体制内容に変更があった場合、変更事項が生じた場合に届出をしていますか？			
	新規セミナーへの参加	事業開始時や新任の管理者等について、基準の内容等を理解するため、新規セミナーを受講していますか？	
毎年	集団指導講習会への参加及び職員への伝達	毎年実施される集団指導講習会に参加し、その内容を事業所の職員に伝達していますか？	
	「運営状況点検書」による自己点検	「運営状況点検書」を活用し、年に1回は指定基準等の適合状況を確認していますか？	
		万が一、基準違反に該当することが確認された場合、速やかに是正していますか？	
	「運営の手引き」の内容確認	最新の「運営の手引き」をダウンロードし、日々の業務に活用していますか？	
随時	変更届・加算届	変更届を提出していますか？	
		加算について、算定要件を確認し、当該要件を満たした上で算定していますか？	
更新時	指定更新申請について	事業所のサービスごとの指定有効期間を承知していますか？	
		指定更新手続きの方法を承知していますか？	
休止時 廃止時	休止届・廃止届について	休止期間は最長6月であることを承知していますか？	
		休止届・廃止届の提出期限は休止・廃止をする1か月前であることを承知していますか？	
その他	労働基準法、消防法、建築基準法等の遵守	労働基準法等を遵守し、適切な雇用管理を行っていますか？	
		消防法、建築基準法等を遵守し、必要な設備を設置するとともに、防災対策を講じていますか？	
	個人情報保護	利用者やその家族の個人情報をサービス担当者会議等で用いる場合には、その同意をあらかじめ文書で得ていますか？	

1 平成27年度版「運営の手引き」について



【運営の手引きの掲載場所】

「介護情報サービスかながわ(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」

ーライブラリ(書式/通知)

ー9. 運営状況点検書・運営の手引き

ー2. 運営の手引き

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=541&topid=10>)

ー【各サービス】平成26年度版 運営の手引き(H27運営の手引きに6月更新)

2 平成27年度版「運営状況点検書」について

※ 平成27年度版「運営状況点検書」は、7月に「介護情報サービスかながわ」へ掲載する予定です。様式の掲載については、メール配信にてお知らせします。

自己チェック
ツール

人員・設備・運営等
指定基準に適合

法令遵守の確保

平成27年度版
運営状況点検書

点検の基準日
(7月1日)

① 事業所の人員、設備、運営等が指定基準等に適合しているかを確認する。

② 点検結果は事業所で保管する。(県への提出は不要)

※ 実地指導の際に事前提出資料として、点検結果の写しの提出を求める場合があります。提出を求められた際は、勤務形態一覧表等の別紙の写しも併せて提出してください。

【運営状況点検書の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」

－ライブラリ(書式／通知)

－9. 運営状況点検書・運営の手引き

－1. 運営状況点検書

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=540&topid=10>)

－【各サービス】平成26年度版 運営状況点検書(H27運営状況点検書に7月更新)

<点検を行う際の留意事項>

- 運営状況点検書を作成することが目的ではありません。事業者自ら点検を行うことにより、法令や基準等に沿った運営ができていないか確認を行ってください。基準に適合しない運営を行っていた場合には、過誤調整が必要になることも想定されます。
- 点検結果を法人の法令遵守責任者に報告することにより、法人全体の業務管理体制の整備に役立ててください。
- ◎ 点検の結果、もし基準違反に該当する事項が確認された場合は・・・
 - ⇒ 速やかに是正を行ってください。
 - 過誤調整の要否や手続きについては、保険者に相談してください。

介護保険事業者は、事業所ごとに事業の運営についての重要事項に関する規程(=「運営規程」)を定めなければなりません。

また、介護保険サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者等に対し、運営規程の概要等の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書(=「重要事項説明書」)を記載した文書を交付して説明を行い、サービス提供開始について同意を得なければなりません。

1 運営規程

- 運営規程には、事業所名称、事業所所在地のほか、事業の運営についての重要事項を規定しなければなりません。
- 記載すべき項目は運営に関する基準においてサービスごとに規定されていますので、各サービスの基準条例、解釈通知に規定されている項目を確認してください。

ポイント

- 基準条例の解釈通知において運営規程に規定すべき項目を平成25年から追加しています。解釈通知を確認し、事業所の運営規程に新たに追加した項目が含まれていない場合は、該当項目を追加する改正を行ってください。
- 運営規程の記載事項に変更が生じたときは、その変更の都度、運営規程も修正しておく必要があります。(修正した年月日、内容を最後尾の附則に記載することで、事後に確認しやすくなります。)

2 重要事項説明書

(1)重要事項説明書に記載する項目

- 重要事項説明書には、運営規程の概要、従業者の勤務体制等を記載する必要があり、運営規程の項目に沿った内容を記載してください。なお、記載すべきと考えられる項目として、次の例が挙げられます。
 - ア 法人、事業所の概要(法人名、事業所名、事業所番号、併設サービスなど)
 - イ 営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間
 - ウ サービスの内容、利用料その他の費用の額
 - エ 従業者の勤務体制(従業者の職種、員数及び職務の内容)
 - オ 通常の事業の実施地域
 - カ 緊急時等における対応方法
 - キ 苦情処理の体制
(事業所担当、市町村、国民健康保険団体連合会などの相談・苦情の窓口も記載)
 - ク その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項
(従業者の研修機会の確保、衛生管理、秘密の保持、事故発生時の対応など)

注意

※重要事項説明書の内容と運営規程の内容に不一致がないようにしてください。
(運営規程を修正したときは、重要事項説明書も同様に修正してください。)

(2)重要事項説明書の説明・同意・交付

- 重要事項説明書を交付し説明した際には、重要事項に関する説明を受けて内容に同意したことが必要となります。当該文書の交付を受けたことが確認できるよう利用申込者の署名又は押印を得ることが望ましいです。

【記載例】

重要事項について文書を交付し、説明しました。
平成27年〇月〇日 管理者 神奈川 太郎 ㊟

私は重要事項について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。
平成27年〇月〇日 平塚 花子 ㊟

ポイント

- 記載の方法は必ずしも上記によるものではありませんが、記録等から重要事項説明書について、説明した日、説明者、交付したこと、内容に関する同意を得たことが確認できるようにしてください。
- なお、特に「サービス提供開始についての同意」は、利用申込者及びサービス事業者双方を保護する観点から、契約書等の書面によって契約内容について確認を得てください。

(平成27年度報酬改定にともない利用料等の見直しが必要となります。料金表を修正するとともに、利用者への説明・同意を適切に行ってください。)

指導事例

- ① 重要事項説明書を交付していなかった。(交付したことが記録から確認できなかった。)
- ② 契約書しか作成されておらず、重要事項説明書を作成していなかった。
- ③ 運営規程・重要事項説明書に最新の状況を反映していなかった。

1 勤務体制の確保等

(1) 研修の機会の確保

- 従業者の資質の向上のため研修の機会を確保しなければなりません。(県基準条例第32条)
※例えば採用時研修や継続研修などにおいて、研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加する機会を計画的に確保し、従業者の質の向上に努めてください。

(2) 労働関係法令の遵守について

平成24年 4月
介護保険法改正

事業者指定の欠格及び取消要件の追加

労働関係法令違反で罰金刑に処せられた者

※勤務体制の確保を図るためには、事業者による雇用管理の取組、労働法規の遵守を徹底することが重要です。

<介護保険法第70条(指定居宅サービス事業者の指定)>

◎第2項

都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の(中略)いずれかに該当するときは、第41条第1項本文の指定をしてはならない。

○第5号の2

申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(参考:介護保険法第79条(指定居宅介護支援事業者の指定)

介護保険法第86条(指定介護老人福祉施設の指定)

介護保険法第94条(介護老人保健施設の開設許可)

【基本的な雇用管理上の問題点】

- ①就業規則(パート就業規則を含む。)を作成していない。
 - ②36協定(=時間外及び休日労働に関する協定)を締結、届出せず、時間外労働又は休日労働を行わせている。
 - ③年次有給休暇を与えていない。
 - ④衛生管理者又は産業医(労働者50人以上の場合)、衛生推進者(労働者10人以上50人未満の場合)を選任していない。
 - ⑤健康診断を実施していない。
- 介護人材の確保・活用には、従業者の能力開発と仕事への取り組み意欲を高い水準で維持することが重要です。従業者の仕事への取り組み意欲を維持・向上するには、働きに見合った処遇、働きぶりの公正な評価、能力開発機会の提供などのほか、労働条件や労働時間、仕事の管理などに関して納得して働くことが重要です。
 - 適切な雇用管理、労働法規の遵守を徹底し、貴重な介護人材の確保・活用に努めてください。

※ 労働関係法令については管轄の労働基準監督署にお問い合わせください。

神奈川県労働局ホームページ <http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

2 労働条件の確保・改善と労働災害防止について（神奈川労働局より）

下記を参考に労働条件の確保・改善、労働災害の防止について、適切な管理をお願いします。

1 労働条件の確保・改善について

県下の介護サービス事業所については、就業規則、労使協定、労働条件通知書等の基本的な労働条件の設定に関する法違反が多く、また、賃金不払残業に関する法違反も少なくない状況です。下記ホームページにリーフレット、各種様式等を掲載しておりますので、参考にしてください。

2 介護サービス事業者の安全衛生管理体制について

労働者（アルバイト・パートも含む）50人以上の事業場は、衛生管理者・産業医の選任、衛生委員会の開催及び所轄労働基準監督署への届出が必要です。労働者（アルバイト・パートも含む）10人以上50人未満の事業場は、衛生推進者の選任が必要です。

3 介護・看護作業での職員等の腰痛・転倒災害予防対策について

介護サービス事業場では、「動作の反動・無理な動作」による腰痛、「転倒」事故が多く発生しています。腰痛及び転倒災害を予防するため、作業・作業環境・健康の3つの管理と安全衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。利用者の負傷防止にもつながります。安全な介助方法のマニュアルを作成しましょう。

4 介護サービス現場の作業環境の改善に「中小企業労働環境向上助成金」を活用しましょう！

介護関連事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善がみられた場合に、介護福祉機器の導入費用の2分の1（上限300万円）を支給します。この助成をうけるには、あらかじめ「導入・運用計画」を作成し、都道府県労働局長の認定を受けることが必要です。問合せ先：神奈川労働局職業安定部職業対策課 TEL045-650-2801

5 公益財団法人介護労働安定センターでは、介護労働者に係る労務管理や助成金活用の相談や講習会を無料で行っていますので、御活用ください。TEL045-212-0015

神奈川労働局のホームページにおいて、下記資料を掲載しておりますので、併せて参照願います。

http://kanagawa-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/hourei_seido/_120133.html

- ・労働基準法関係リーフレット
- ・労働基準法主要様式及び記載例
(モデル就業規則、労働条件通知書、時間外労働・休日労働に関する協定届等)
- ・安全衛生関係リーフレット
- ・安全衛生関係資料・教材
- ・介護関連の助成金

「神奈川労働局 介護サービス」で検索してください。

3 非常災害対策

介護保険施設や介護サービス事業所等は、自力避難困難な方々も多く利用していることから、防火体制の確保及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等、防火安全対策のほか、地震等の各種災害に備えた十分な防災対策を講じる必要があります。また、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、非常時に協力してもらえよう体制作りを行ってください。

特に、施設系サービスや通所系サービスでは、消防法に防火のための規定(防火管理者の設置、消防計画の策定等)が置かれていますので、確認していただくとともに、消火・避難訓練の実施も必要となりますので、実施に当たっては最寄りの消防署にもご相談ください。

※ 防災対策としては、次の10項目が必要な事項となります。今一度点検、確認等をし、問題点があれば、速やかに改善措置を講じてください。



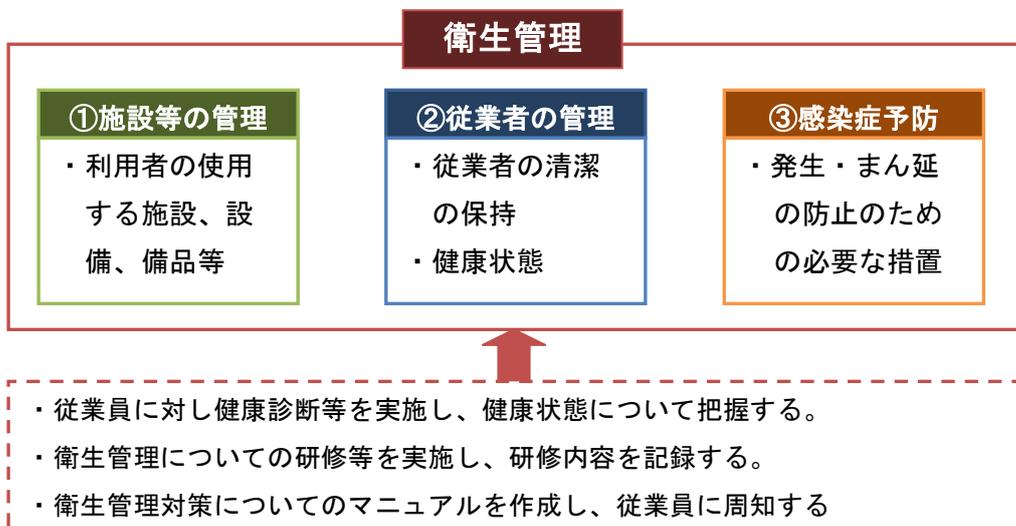
- | | |
|--------------------|------------------------|
| 1. 情報の把握 | 6. 有効な避難訓練の実施 |
| 2. 指揮組織の確立 | 7. 消防機関等関係諸機関との協力体制の確立 |
| 3. 防災管理体制の整備 | 8. 危険物の管理 |
| 4. 職員等の防災意識の高揚 | 9. 事業所間の災害支援協定の締結 |
| 5. 消防用設備及び避難設備等の点検 | 10. 地域との連携 |

※上記各項目に関する詳細は、介護保険最新情報vol.282にてご確認ください。

【介護保険最新情報vol.282の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」
 -ライブラリ(書式/通知)
 -5. 国・県の通知
 -★★介護保険最新情報(厚生労働省通知)★★
 「介護保険施設等における防災対策の強化について」
 (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=588&topid=6>)

4 衛生管理



※厚生労働省から「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」が出されています。衛生管理対策の参考として、ご確認ください。

【掲載場所】

- 「介護情報サービスかながわ (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」
- －ライブラリ(書式/通知)
 - －11. 安全衛生管理・事故関連
 - －感染症関係
 - －高齢者介護施設における感染対策マニュアル(H25.3改訂版)
- (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp>)

5 秘密保持

介護保険事業者

個人情報を共有

他の介護保険事業者

----- あらかじめ文書で同意を得ること -----

- ①利用者に関する個人情報を提供する場合 ⇒ 利用者の同意
- ②利用者の家族に関する個人情報を提供する場合 ⇒ 利用者の家族の同意

【個人情報の使用に関する同意書に記載すべきと考えられる事項】

ア 使用する目的

例) サービス担当者会議、居宅介護支援事業者その他の居宅サービス事業者との連絡調整等において必要な場合 など

イ 使用する事業者の範囲

例) 利用者が提供を受ける全ての介護保険事業者 など

ウ 使用する期間

例) 介護保険サービス契約の有効期間に同じ など

エ 使用に当たっての条件

例) 個人情報の提供は必要最小限とすること。個人情報の使用に当たっては、関係者以外の者に情報が漏れることのないようにすること。個人情報をサービス担当者会議で使用した場合には、出席者、議事内容等を記録しておくこと。 など

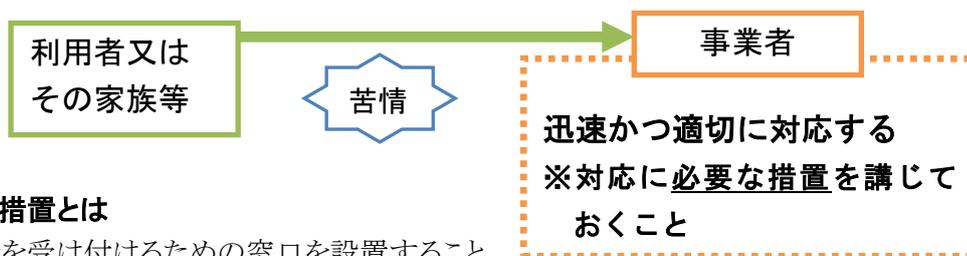
※ 厚生労働省から「介護保険事業者の個人情報保護法に関するガイドライン」が出されています。個人情報の範囲や取扱方法、保管方法などについてご確認ください。

【掲載場所】

- 「介護情報サービスかながわ (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」
- －ライブラリ(書式/通知)
 - －5. 国・県の通知
 - －個人情報の適切な取扱いについて
 - －個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(H22.9.17改訂版)
- (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/work/lib/CT118ID880N4.pdf>)

提供した介護保険サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければなりません。

1 苦情に対応するための必要な措置



(1) 必要な措置とは

- ① 苦情を受け付けるための窓口を設置すること。
- ② 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにすること。
- ③ ①、②を利用者等にサービスの内容を説明する文書(重要事項説明書等)に記載するとともに、事業所に掲示すること。

※苦情の相談窓口については、事業所に設置するもののほか、市町村及び国民健康保険団体連合会の窓口についても利用者等に周知する必要があります。

(2) 事業所が苦情を受けた場合

利用者等からの苦情を受け付けた場合は、苦情に対し事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録しなければなりません。

事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行わなければなりません。

(3) 市町村又は国保連に苦情があった場合

利用者等からの苦情に関して市町村又は国保連が行う調査に協力するとともに、市町村又は国保連からの指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って、必要な改善を行い、その内容を市町村または国保連に報告しなければなりません。

ポイント

- 市町村の相談窓口は、利用者等の保険者です。よって、利用者等に周知すべき市町村の相談窓口については、事業所所在地の市町村だけではなく、利用者等が居住する市町村も記載してください。
- 各市町村・国保連の相談窓口の所管部署・連絡先は、必ず最新のものに更新してください。

2 介護保険に関する市（区）町村、国保連の苦情・相談窓口一覧

平成27年4月1日現在

●政令市の窓口

市 区	担当課(係)	電話番号
横浜市(本庁)	介護事業指導課	045(671)2356
鶴見区	高齢・障害支援課	045(510)1770
神奈川区	高齢・障害支援課	045(411)7019
西 区	高齢・障害支援課	045(320)8491
中 区	高齢・障害支援課	045(224)8163
南 区	高齢・障害支援課	045(743)8184
港南区	高齢・障害支援課	045(847)8495
保土ヶ谷区	高齢・障害支援課	045(334)6394
旭 区	高齢・障害支援課	045(954)6061
磯子区	高齢・障害支援課	045(750)2494
金沢区	高齢・障害支援課	045(788)7868
港北区	高齢・障害支援課	045(540)2325
緑 区	高齢・障害支援課	045(930)2315
青葉区	高齢・障害支援課	045(978)2479
都筑区	高齢・障害支援課	045(948)2306
戸塚区	高齢・障害支援課	045(866)8452
栄 区	高齢・障害支援課	045(894)8547
泉 区	高齢・障害支援課	045(800)2436
瀬谷区	高齢・障害支援課	045(367)5714
川崎市(本庁)	介護保険課	044(200)2678
川崎区	高齢・障害課	044(201)3282
大師地区健康福祉ステーション	介護保険係	044(271)0161
田町地区健康福祉ステーション	介護保険係	044(322)1996
幸 区	高齢・障害課	044(556)6689
中原区	高齢・障害課	044(744)3136
高津区	高齢・障害課	044(861)3269
宮前区	高齢・障害課	044(856)3238
多摩区	高齢・障害課	044(935)3187
麻生区	高齢・障害課	044(965)5146
相模原市(本庁)	高齢政策課	042(707)7046

●その他市町村の窓口

市町村	担当課(係)	電話番号
横須賀市	介護保険課	046(822)8253
鎌倉市	高齢者いきいき課	0467(23)3000
逗子市	介護保険課	046(873)1111
三浦市	高齢介護課	046(882)1111
葉山町	福祉課	046(876)1111
厚木市	介護保険課	046(225)2240
大和市	介護保険課	046(260)5170
海老名市	高齢介護課	046(235)4952
座間市	介護保険課	046(252)7719
綾瀬市	高齢介護課	0467(70)5636
愛川町	高齢介護課	046(285)6938
清川村	保健福祉課	046(288)3861
平塚市	介護保険課	0463(21)8790
藤沢市	介護保険課	0466(50)3527
茅ヶ崎市	高齢福祉介護課	0467(82)1111
秦野市	高齢介護課	0463(82)9616
伊勢原市	介護高齢福祉課	0463(94)4711
寒川町	高齢介護課	0467(74)1111
大磯町	福祉課	0463(61)4100
二宮町	健康長寿課	0463(71)3311
南足柄市	高齢介護課	0465(73)8057
中井町	健康課	0465(81)5546
大井町	介護福祉課	0465(83)8011
松田町	福祉課	0465(83)1226
山北町	保険健康課	0465(75)3642
開成町	保険健康課	0465(84)0320
小田原市	高齢介護課	0465(33)1827
箱根町	健康福祉課	0460(85)7790
真鶴町	健康福祉課	0465(68)1131
湯河原町	介護課	0465(63)2111

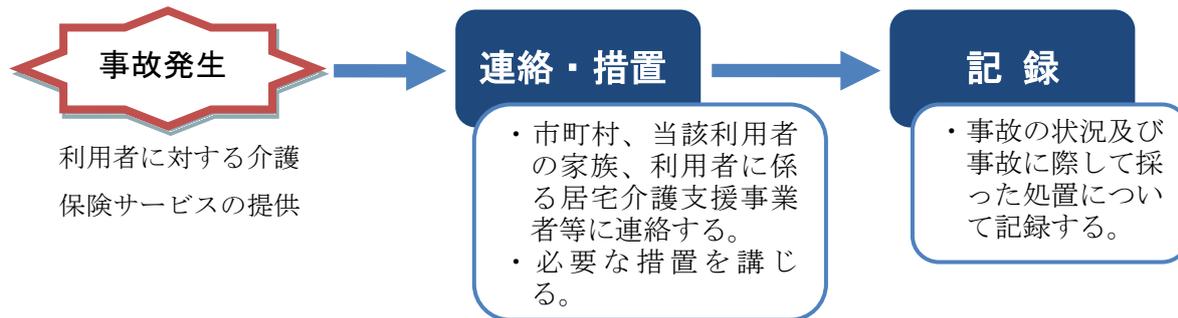
国民健康保険団体連合会の苦情・相談窓口

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係

〒220-0003 横浜市西区楠町27番1

TEL. 045-329-3447 TEL. 0570-022110 《苦情専用》

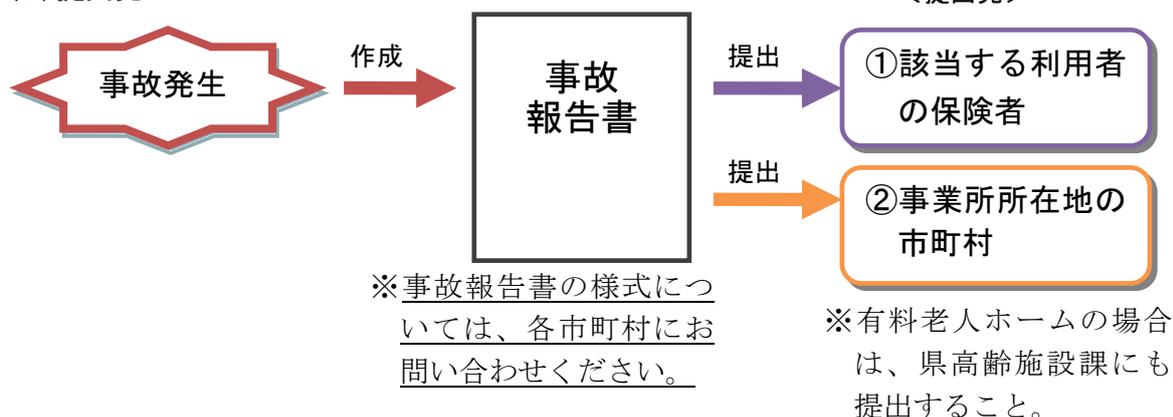
受付時間／午前8時30分～午後5時15分（土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く）



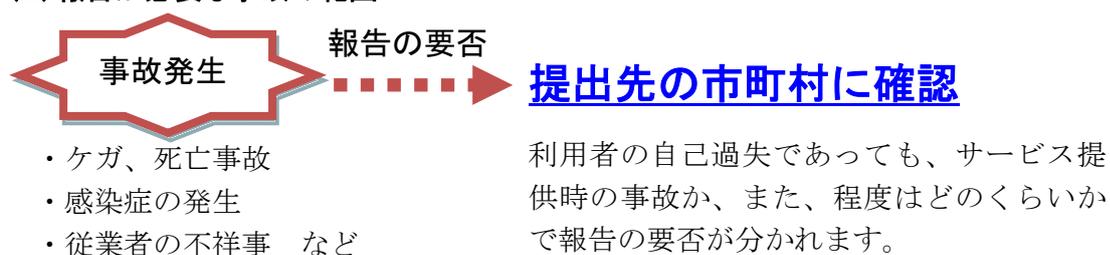
事業所独自の判断で、事故としての扱いではなく、ヒヤリ・ハットで済ませているケース、事業所所在地の市町村への報告は行っているものの、利用者の保険者に報告していないケースが見受けられます。

1 事故報告書の提出について

(1) 提出先



(2) 報告が必要な事故の範囲



ヒヤリ・ハット事例とは、場合によっては事故に直結したかもしれない事例であり、結果的には事故に至っていないものです。程度が軽易であっても、事故が発生したときは、報告が必要かどうか、市町村に確認してください。

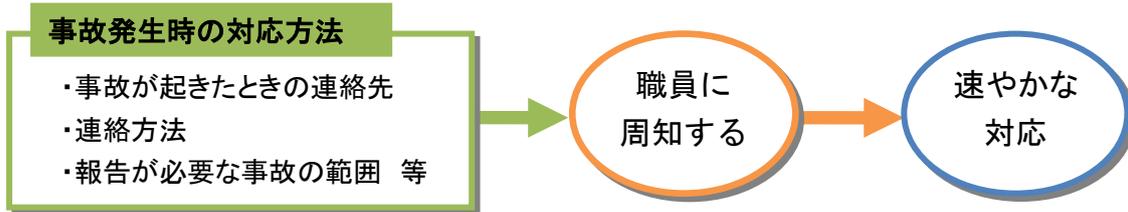
※ 事故報告についての詳細については、下記に掲載されています。
(事故報告書の様式標準例も掲載されています。)

【掲載場所】

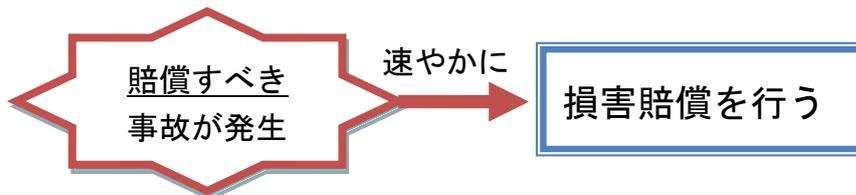
「介護情報サービスかながわ (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」
－ライブラリ(書式/通知)
－11. 安全衛生管理・事故関連
－事故報告

2 事故発生時の対応について

(1) あらかじめ対応方法を定めておくこと

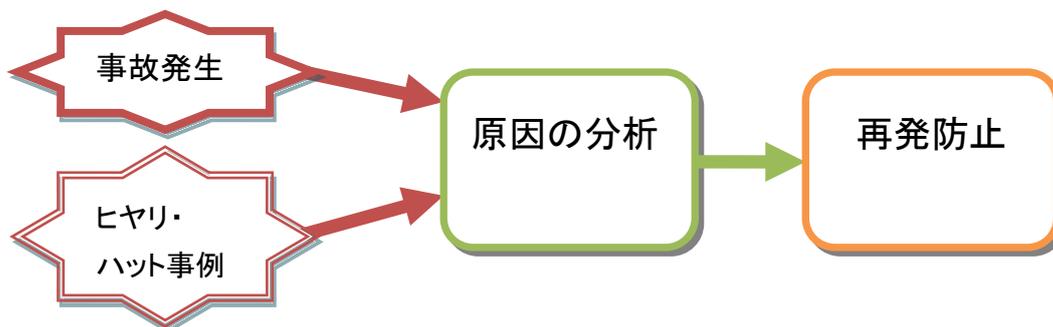


(2) 賠償すべき事故が発生した場合



※ 賠償しなければならない事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいとされています。損害保険の内容、損害賠償の方法等についても事前に把握しておけば速やかな対応が可能となります。

(3) 再発防止の対策



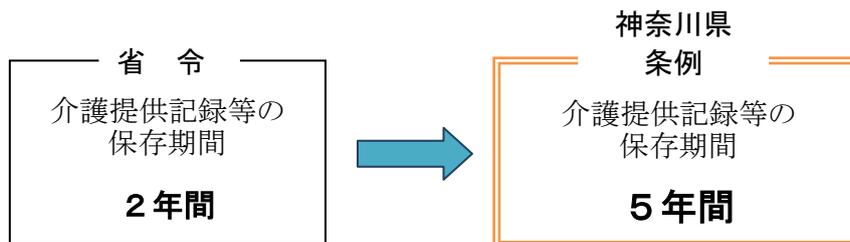
※ 事故が発生した場合又は事故が発生しそうになった場合(ヒヤリ・ハット事例)には、その原因を分析し、その分析結果を従業者に周知徹底するなど、再発生を防ぐための対策を講じてください。

※ 事故等の記録を利用者別ファイルのみに保管している例が見受けられますが、個別に保管するとわかりにくくなるので、一元的に情報管理することが望ましいです。

介護保険事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければなりません。また、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。

1 記録の整備について

- サービス提供に関する記録の保存期間について、基準条例の制定に伴いこれまで国で定めていた期間とは異なる独自基準を定めています。

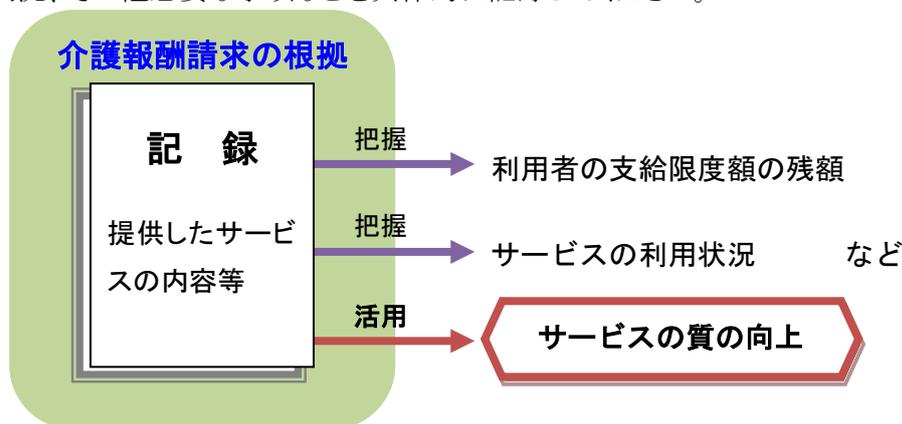


【考え方】 サービスの質の向上を図るとともに、報酬の過払返還請求の時効期間への対応を可能とする。

※運営規程や重要事項説明書において記録の保存期間の記載がある場合については、保存期間を5年間に改めるよう、必要な改正を行ってください。

ポイント

記録によりサービス提供が確認できない場合は、報酬返還になることもありますので、サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供開始・終了時刻、提供内容、保険給付の額、利用者の心身の状況、その他必要な事項などを具体的に記録してください。



<活用事例>

- ① 利用者の日々の提供記録を活用し、利用開始時からの利用者の心身の状況等の変化を把握した上で、サービス内容の評価や計画の見直しを行い、より利用者にあった適切なサービスの提供を図る。
- ② 利用者等からの苦情の内容等の記録、事故の状況等の記録に従業者の研修資料として活用し、同様の苦情や事故の再発防止を図る。

介護保険事業者が指定基準等を遵守し、適切な介護サービスを提供しているかを定期的に確認するための仕組みとして事業者の指定に6年間の有効期間が設けられています。



※介護保険事業者は6年ごとに指定の更新を受ける必要があります。

1 指定更新制度と指定有効期間等の確認方法

(1) 指定の更新と指定有効期間



※指定更新手続きについては、「介護情報サービスかながわ」に掲載している「受付スケジュール」、「申請書類」等を確認した上で、指定した日時に申請書類を持参してください。

(2) 指定有効期間等、事業所情報の確認方法

- ① 事業所で保管する指定通知書、指定申請書類(控)、変更届(控)
- ② 「介護情報サービスかながわ」の介護事業所検索による事業所情報の確認

ポイント

- 貴事業所のサービスごとに指定年月日を確認してください。
- 変更届等の提出漏れがないか、実態と届出内容が乖離した状態となっていないか等を確認し、提出漏れ等があった場合には、速やかに変更届等を提出してください。

2 更新を希望しない場合

- 指定更新申請をせずに指定有効期間満了日を経過した場合、指定の効力を失い、介護保険サービスの提供ができなくなります。(指定の失効)
- こうした指定更新手続きの重要性から、更新を行わないとする場合においても、その旨の意思表示を申出書の提出により行ってください。

【申請・届出様式等の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

ーライブラリ(書式/通知)

ー4. 指定更新(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=5>)

1 変更届・加算届・廃止届・休止届等について

- 介護保険事業者は、次の①から③までに該当するときは、県に届け出ることが介護保険法等により義務付けられています。
- ① 事業所の名称や所在地等の届出事項に変更があったとき
 - ② 加算や減算等の介護給付費算定に係る体制等に変更があったとき
 - ③ 事業を廃止、休止又は再開しようとするとき
- 〔参考：介護保険法第75条、82条、89条、99条、115条の5、115条の25
介護保険法施行規則第131条、133条、135条、137条、140条の22、140条37〕
- 届出が必要な事項、その提出期限をあらかじめ確認しておき、届出事項が発生したときは、必ず提出期限までに県に届出を行ってください。
- ★ 平成27年度報酬改定にともない利用料等の見直しが必要となります。料金表を修正するとともに、利用者への説明・同意を適切に行ってください。
(基本報酬額の改定にともなう料金表の変更については、変更届の提出は不要です。)

【届出方法・提出期限等】

変更届	必ず『変更届一覧表』により、次のア～ウを確認した上で、届出を行ってください。 ア 届出が必要か、不要か イ 届出方法は来庁(事前)か、郵送(事前・事後)か ウ 必要書類は何か
加算届	ア 次のサービスの加算の届出 〔訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅介護支援〕 (介護予防サービスは省略して記載) ⇒加算算定開始月の前月15日まで(必着)に郵送により届出を行ってください。
	イ 次のサービスの加算の届出 〔短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設〕 (介護予防サービスは省略して記載) ⇒加算算定開始月の1日まで(必着)に郵送により届出を行ってください。
	ウ 加算の廃止(居宅系サービス・施設系サービス共通) 加算の算定要件を満たさなくなることが明らかになった場合には、 <u>速やかに郵送により加算の廃止の届出を行ってください。</u>
廃止届 休止届	<u>廃止又は休止の日の1月前までに郵送により届出を行ってください。</u> ※事業所を休止又は廃止するときは、従業者に対し、これまでのキャリアを今後の業務に活かせるよう、実務経験証明書を発行してください。
再開届	<u>再開する日の前日までに来庁により届出を行ってください。</u>

【申請・届出様式等の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

－ライブラリ(書式/通知)

－2. 変更・廃止・休止・再開届 (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=3>)

指導事例

○変更届出事項に変更があったにもかかわらず、届出を行っておらず、事後にまとめて提出した。

平成18年4月にスタートした「介護サービス情報の公表」制度は、介護サービスの利用に際し、利用者やその家族等が自ら事業所の選択ができるよう支援するための仕組みとして介護保険法で定められている制度です。

公表の対象となるサービスを実施している全ての事業者は、基本情報と運営情報の報告(調査票の提出)及び公表手数料の納入が義務付けられています。

なお、訪問調査は、県が定める「介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針」に基づき実施しており、訪問調査の対象となる事業者は、調査手数料の納入も義務付けられています。

1 公表対象サービスについて

- 前年の介護報酬の支払額(利用者負担額を含む。)が100万円を超えたサービスが公表の対象(※1)となります。公表の対象となるサービスは、県から郵送する『計画通知書』(※2)に記載していますのでご確認ください。

ポイント

- ※1 例えば、訪問看護と介護予防訪問看護を実施している事業所で、訪問看護のみ介護報酬の支払実績が100万円を超えていた場合、訪問看護のみが対象となります。
- ※2 県から郵送する『計画通知書』は重要な書類です。1年間大切に保管してください。なお、公表対象サービスを実施する事業所のみへ発送いたします。

2 手数料について

- 公表手数料(公表事務に関する費用)及び調査手数料(調査事務に関する費用)は、所定の納入通知書によりお近くの金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)でお支払いください。
- これらの手数料は、県における介護サービス情報の公表制度を円滑に運用するために、指定情報公表センター及び指定調査機関の運営費用として使われます。

注意

- ※納入通知書は、『計画通知書』が入っている封筒に同封していますので、納入期限までに必ずお支払いください。

3 報告(調査票の提出)について

(1)報告の内容(基本情報調査票と運営情報調査票)

	基本情報調査票	運営情報調査票
報告内容	事業所の名称、連絡先、人員体制、営業時間などの事業所の基本的な情報	事業所の実施サービスの内容に関する事項、運営状況に関する事項などの情報
報告対象事業所	公表の対象となる全ての事業所	公表の対象となる全ての事業所(※平成27年度に指定された事業所を除く。)

ポイント

<基本情報>

公表後に内容を修正することができますので、内容に変更があった場合は、適宜修正を行ってください。併せて変更の届出も必要な場合は、必ず県に対し変更届を提出してください。

<運営情報>

公表後に内容を変更することができませんのでご注意ください。

(2)調査票の作成、提出方法について

- 調査票の作成及び報告は、ウェブサイト「神奈川県指定情報公表センター」の「ウェブ報告システム」を使って行います。
- 調査票報告期限は県から郵送された『計画通知書』に記載されています。ご確認の上、必ず期限までに提出してください。
- 操作の詳細及び調査票の作成方法については、「神奈川県指定情報公表センター」のホームページに掲載している『報告システム操作ガイド』及び『調査票記入マニュアル』をご確認ください。

神奈川県指定情報公表センターホームページ
<http://center.rakuraku.or.jp/>

4 訪問調査について

- 平成27年度の訪問調査は、平成11年度、平成14年度、平成17年度、平成20年度、平成25年度～平成27年度に新規に指定を受けたサービスについて実施します。なお、訪問調査の有無については『計画通知書』にも記載しています。

【訪問調査が免除されるサービス】

- 調査対象サービスの中で第三者性がある評価機関により次のア～オに規定する評価を平成26年度(2014年4月1日～2015年3月31日)に受審した事業所にあつては、事業者自らサービスの質の向上に取り組んでいることから、情報公表制度に係る訪問調査の対象サービスから除外されます。これは事業所自らの申出をもって申請することとし、申請がない場合は、計画に沿って訪問調査を行うこととなります。

ア 福祉サービス第三者評価
イ 地域密着型サービス外部評価
ウ 介護サービス評価
エ 特定施設外部評価
オ その他、公正、客観性があると県が認めた評価

注意

※平成26年度に「介護サービス情報の公表」制度に基づく調査を受けていたとしても、この調査によって今年度の訪問調査が免除となることはありませんので、ご注意ください。

1 介護支援専門員証の更新及び現任研修について

(1) 介護支援専門員証の更新について

介護支援専門員として実務(居宅介護支援事業所管理者を含む)に継続して従事するためには、介護支援専門員証の更新を行い、有効期間内の介護支援専門員証を所持しなければなりません。介護支援専門員証の更新を行わず、有効期間が切れたまま介護支援専門員として実務に従事していた場合には、行政処分を受けることになります。

県や研修機関からは、個々の介護支援専門員に対して有効期間満了日や受講すべき研修の案内は行いません。更新に必要な研修及び更新手続き等の介護支援専門員に関するご案内については、神奈川県庁ホームページ内の「介護支援専門員のページ」(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3721/>)で、確認してください。

各事業所の介護支援専門員の介護支援専門員証有効期間満了日を確認し、更新に必要な研修の受講及び介護支援専門員証の更新手続きについて管理くださるようお願いします。

【各事業所の介護支援専門員に確認していただきたいこと】

- ①介護支援専門員証の有効期間満了日はいつか。
- ②介護支援専門員証の更新に必要な研修を計画的に受講しているか。
- ③更新に必要な研修修了後、介護支援専門員証の更新手続きをしているか。

※平成18年以前に交付した「介護支援専門員登録証明書」では、介護支援専門員として実務に従事することはできません。当証明書をお持ちの方が、今後介護支援専門員として実務に従事するためには、再研修を受講・修了後に介護支援専門員証の交付を受けることが必要です。

(2) 現任研修について

【実務従事者の研修受講の流れ(初回更新者の場合)】



- 更新2回目以降の方は、神奈川県ホームページ内「2回目以降の資格更新について」(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3721/p11263.html>)で、更新に必要な研修を確認してください。

(注)実務従事者基礎研修は、「実務就業後1年未満の者全員が受講」(国実施要綱)しなければならないとされています。各事業所で実務就業後1年未満の者がいる場合は、必ず本研修を受講させてください。

各種介護支援専門員研修の実施予定は、神奈川県庁ホームページ内の「介護支援専門員のページ」 (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3721/>) で確認できます。各事業所に在職中の介護支援専門員に対し、計画的な研修受講についてご指導ください。

2 介護支援専門員実務研修受講試験等における実務経験証明書の発行について

虚偽の実務経験証明により介護支援専門員実務研修受講試験を受験・合格し、介護支援専門員として登録を受けた者に対して、合格の取消し及び介護支援専門員の登録削除の処分を行う事案が平成24年度にありました。

各事業所において実務経験証明書を作成する際は、業務日誌や出勤簿等と照合の上、適切な発行事務を行うようお願いいたします。

問い合わせ先
地域福祉課地域福祉グループ
電話 045-210-4755

介護サービス事業者(法人)は、事業の適正な運営を確保するため、法令遵守等の業務管理体制を整備し、関係行政機関に届け出ることが義務付けられています。

業務管理体制の届出が行われていない場合、介護保険法第115条の32に違反し、法令違反となります。届出を行っていない事業者(法人)は、速やかに届け出てください。

1 事業者が整備する業務管理体制

- 介護サービス事業者(法人)は、指定又は許可を受けている事業所等の数に応じて、次のとおり業務管理体制を整備しなければなりません。

業務管理体制の整備の内容	③業務執行の状況の監査の実施 (「業務執行状況の監査」)		
	②業務が法令に適合することを確保するための規程の整備 (「法令遵守規程の整備」)		
	①法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(「法令遵守責任者の選任」)		
事業所等の数	1以上20未満	20以上100未満	100以上

注意

※事業所等の数には、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所及び地域密着型サービス事業所の数は含みますが、病院等が行うみなし指定の事業所の数は含みませんので、みなし事業所のみの法人については届出の必要はありません。

2 届出先

- 介護サービス事業者(法人)は、整備した業務管理体制の内容を、次の区分により関係行政機関へ届け出なければなりません。

	区 分	届出先
(1)事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	①事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働省
	②事業所等が1又は2の地方厚生局管轄区域に所在する事業者(平成27年4月1日以降)	事業者の主たる事務所が所在する都道府県
(2)地域密着型サービス(介護予防を含む)事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者		市町村
(3)事業所等が1の都道府県の区域に所在する事業者 ※ただし、事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者を除く。 (平成27年4月1日以降)		都道府県
(4)事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者(平成27年4月1日以降)		指定都市

注意

※事業所の新規指定、廃止等に届出先に変更があった場合は、変更前、変更後それぞれの機関に届出を行う必要があります。

3 変更届について

- 次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく、変更届を提出しなければなりません。
- 指定又は許可を受けている事業所数により、業務管理体制の整備の内容が変わります。新規事業所の指定を受けたときは、法人が整備すべき業務管理体制の内容に変更がないか確認してください。

【変更届出事項】

- 1 法人の種別、名称(フリガナ)
- 2 法人の主たる事務所の所在地、電話番号、FAX番号
- 3 法人代表者の氏名(フリガナ)、生年月日、住所、職名
- 4 事業所等の名称、所在地(※)
- 5 法令遵守責任者の氏名、生年月日
- 6 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(事業所等の数が20以上の法人のみ)
- 7 業務執行の状況の監査の方法の概要(事業所等の数が100以上の法人のみ)

※法人が運営する事業所等の数の増減により、整備する業務管理体制の内容に変更があった場合(例えば、事業所等の数が20未満から20以上100未満に変わった場合など)のみ、変更の届出が必要です。

【業務管理体制の整備の届出方法や変更届等の様式等について】

- 様式、記入要領、業務管理体制の概要は、
 - 「介護情報サービスかながわ」
 - ーライブラリ(書式/通知)
 - ー8. 各種届出(業務管理体制・老人福祉法の届出)等
 - ー業務管理体制の整備に係る届出(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=610&topid=20>)

注意

※厚生労働省や地方厚生局、指定都市、その他市町村に届出を行う場合の届出様式は、それぞれの行政機関にお問い合わせください。

【厚生労働省のホームページ】

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/index.html

【地方厚生局のホームページ】

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/>

1 基本的考え方

- 介護職員処遇改善加算は、平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、平成24年度から交付金を円滑に介護報酬に移行し、介護職員の賃金に充てることを目的に創設されたものです。
- 交付金を受けていた事業者・施設は、原則として交付金による賃金改善の水準を維持することが求められます。
- 平成27年度介護報酬改定においては、事業主が介護職員の資質向上や雇用管理の改善を一層推進し、介護職員が積極的に資質向上やキャリア形成を行うことができる労働環境を整備するとともに、介護職員自身が研修等を積極的に活用することにより、介護職員の社会的・経済的な評価が高まっていく好環境を生み出していくことが重要であることを踏まえ、事業主の取組が一層促進されるよう加算が拡充されたものです。

2 平成27年度介護報酬改定における主な改正点

- 地域包括ケアシステム構築の更なる推進に向け、今後も増大する介護ニーズへの対応や質の高い介護サービスを確保する観点から、介護職員の安定的な確保を図るとともに、更なる資質向上への取組を推進。
 - 介護職員処遇改善加算は、現行の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上、雇用管理・労働環境の改善の取組を進める事業所を対象とし、更なる上乗せ評価を実施。
- 【新設の加算（新加算Ⅰ＝更なる上乗せ評価）の算定要件】**
- (1) キャリアパス要件
 - ア 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること。
 - イ 資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保すること。
 - (2) 職場環境等要件（旧 定量的要件）
 - 平成27年4月以降、賃金改善以外の処遇改善への取組を新たに実施すること。

3 届出・実績報告

- 介護職員処遇改善加算を算定しようとする場合は、他の加算と異なり、年度ごとに事前の届出と、事後の実績報告が必要となります。
- 届出・実績報告の方法については、次の場所に掲載されている文書を確認してください。
 - ウェブサイト 介護情報サービスかながわ
 - 書式ライブラリ（書式／通知）
 - 0. 介護職員処遇改善加算
 - <http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=19>
- キャリアパスについては、次に掲げる会議の資料を参照してください。
 - 厚生労働省ホームページ
 - 「介護職員のキャリアパスに関する懇談会」
 - <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/12/s1211-13.html>

4 加算率等

(1) 加算算定対象サービス

サービス区分	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率			
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)に該当(ア)	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)に該当(イ)	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)に該当(ウ)	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)に該当(エ)
<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 	8.6%	4.8%	(イ)により算出した単位(1単位未満の端数四捨五入)×0.9	(イ)により算出した単位(1単位未満の端数四捨五入)×0.8
<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)訪問入浴介護 ・(介護予防)通所リハビリテーション 	3.4%	1.9%		
<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)通所介護 	4.0%	2.2%		
<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 	6.1%	3.4%		
<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)認知症対応型通所介護 	6.8%	3.8%		
<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス 	7.6%	4.2%		
<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護 	8.3%	4.6%		
<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉施設サービス ・地域密着型介護老人福祉施設 ・(介護予防)短期入所生活介護 	5.9%	3.3%		
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保健施設サービス ・(介護予防)短期入所療養介護(老健) 	2.7%	1.5%		
<ul style="list-style-type: none"> ・介護療養施設サービス ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等(老健以外)) 	2.0%	1.1%		

(2) 加算算定対象外サービス

サービス区分	加算率
<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)訪問看護 ・(介護予防)訪問リハビリテーション ・(介護予防)福祉用具貸与 ・特定(介護予防)福祉用具販売 ・(介護予防)居宅療養管理指導 ・居宅介護支援 ・介護予防支援 	0%

(3) キャリアパス要件等の適合状況に応じた区分

区分	算定要件	要件適合状況 (○=適合、×=不適合)			加算額の算定方法
		パターンA	パターンB	パターンC	
Ⅰ	キャリアパス要件Ⅰ	○			地域単価×介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス区分別の加算Ⅰの加算率
	キャリアパス要件Ⅱ	○			
	職場環境等要件	○			
Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ	○	×		地域単価×介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス区分別の加算Ⅱの加算率
	キャリアパス要件Ⅱ	×	○		
	職場環境等要件	○	○		
Ⅲ	キャリアパス要件Ⅰ	○	×	×	地域単価×介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス区分別の加算Ⅱの加算率×0.9
	キャリアパス要件Ⅱ	×	○	×	
	職場環境等要件	×	×	○	
Ⅳ	キャリアパス要件Ⅰ	×			地域単価×介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス区分別の加算Ⅱの加算率×0.8
	キャリアパス要件Ⅱ	×			
	職場環境等要件	×			

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、平成24年4月1日から、介護福祉士及び一定の研修を終了した介護職員等は、診療の補助として喀痰吸引等の「医療的ケア」を行うことを業とすることが可能になりました。

1 介護職員等による喀痰吸引等

(対象となる医療行為)

- たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
- 経管栄養(胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養)

※実際に介護職員等が実施できるのは、県知事の認定を受けた上記行為の一部又は全部です。

(平成27年4月現在、実施できる者)

医師の指示、看護師等との連携の下において、

- 介護職員等

(具体的には、一定の研修を修了し、県知事が認定したホームヘルパー等の介護職員、介護福祉士、特別支援学校教員、経過措置対象者等)

(実施される場所)

- 特別養護老人ホーム等の施設
 - 在宅(訪問介護事業所等からの訪問)
- などの場において、県知事が「認定特定行為業務従事者」として認定した介護福祉士や介護職員等のいる登録特定行為事業者により行われる。

【たん吸引等に関するQ&A(その1)】

(Q) 現在、介護等の業務に従事している介護福祉士や介護職員(ヘルパー等)は全てたん吸引等の研修(喀痰吸引研修)を受けて認定されなければならないのですか。

(A) すべての人が受ける必要はありません。ただし、現在勤務している事業者や施設が登録事業者となり、たんの吸引等の業務に従事していく場合には、認定を受ける必要があります。また、認定を受けていなければ、たんの吸引等が行えないことは言うまでもありません。

(Q) 介護職員実務者研修等において、医療的ケアの科目を履修しましたが、「実地研修を除く」類型となっています。その場合、認定特定行為従事者となることはできますか。

(A) 介護職員実務者研修等(社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校)において医療的ケアの科目を履修した者であっても、実地研修を除く類型で履修を完了した場合、それだけでは認定特定行為業務従事者として認定を受けることや喀痰吸引等業務を行うことはできません。(介護職員実務者研修等実施機関ごとに実地研修を含む類型の受講が可能であるか否か異なりますので、確認することをお勧めします。)

その場合、改めて登録研修機関等により必要となる実地研修を履修したのち、認定特定行為業務従事者として認定を受けてください。

2 登録特定行為事業者

- 自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに県知事に申請し、登録を受けることが必要です。(全ての要件に適合している場合は登録)

【登録の要件】

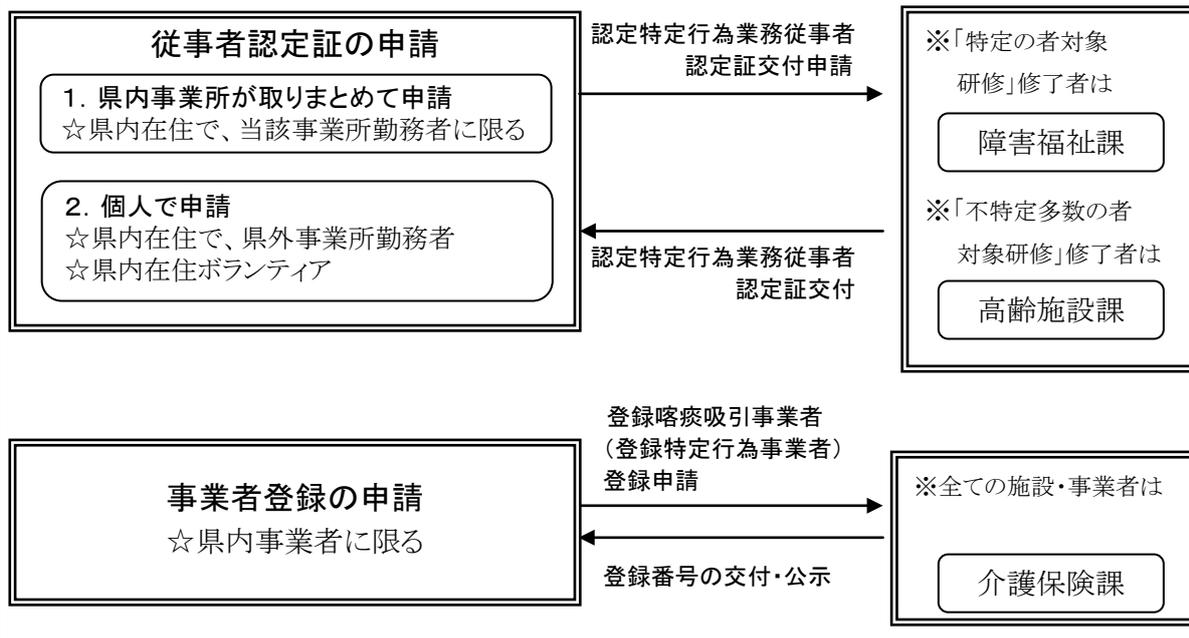
- ☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
- ☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置
- ☆具体的な要件については省令で定めている
- ※登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備

＜対象となる施設・事業所等の例＞

- 介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)
- 障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等)
- 在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)・特別支援学校
- ※ 医療機関は対象外です。

＜認定特定行為業務従事者の認定申請及び登録特定行為事業者の登録申請の流れ＞

※平成27年度より申請窓口が変更になりました。ご注意ください。



【たん吸引等に関するQ&A(その2)】

(Q) 事業所は全て登録事業者となる必要がありますか。

(A) すべての事業所や施設が登録事業者となる必要はありません。ただし、当該事業所等において介護福祉士や介護職員にたんの吸引等の提供を行わせる場合には登録が必要となります。

3 登録研修機関

- たんの吸引等の研修を行う機関は県知事に申請し、登録を受ける必要があります。(全ての要件に適合している場合は登録)

【登録の要件】

- ☆基本研修、実地研修を行うこと
- ☆医師・看護師等が講師として研修業務に従事(准看護師は対象外)していること。
- ☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合していること
- ☆具体的な要件については省令で定めている

- 『喀痰吸引等研修』のカリキュラムは「講義＋演習＋実地研修」、類型は次の3種類です。
- ・第1号研修(不特定多数の者対象・喀痰吸引等の各行為(5行為)全てについて実地研修を修了する類型)
 - ・第2号研修(不特定多数の者対象・喀痰吸引等の各行為(5行為)のうち、任意の行為について実地研修を修了した場合、個別に認定特定行為業務従事者認定証の交付が受けられる類型)
 - ・第3号研修(特定の者対象、対象者(行為)ごとに実地研修について再受講が必要)
- (注)※登録事業者や養成施設も登録研修機関となることが可能です。
※平成27年度から第2号研修については、気管カニューレ内部の喀痰吸引及び経鼻経管栄養を加え、各行為別に実地研修を修了できることになりました。

【たん吸引等に関するQ&A(その3) 研修関係～特定の者対象(省令第3号研修)】

(Q)特定の者を対象とする研修については、当初、対象となる者(行為)が存在することが前提となるのですか。

また、対象者が存在しない場合においても予め「喀痰吸引等研修の課程のうち、講義及び(評価を伴わない)シミュレーター演習」のみを受講しておいたのち、対象者に対し喀痰吸引等行為が必要である事態が生じた時点で現場演習及び実地研修を受講することは可能ですか。

(A)登録研修機関(特定の者対象～省令第3号研修)において基本研修のうち、予め8時間の講義＋(評価を伴わない5種類の)シミュレーター演習を受講することは可能です。

ただし、登録研修機関等においては、上記の取扱いを行う場合、次の条件が必要になります。

- ① 相当期間経過したのちの研修(現場演習＋実地研修)受講となるが、研修初回であることから研修時の事故回避の観点からも簡易なシミュレーター等を用いての現場演習は必須であり、指導看護師から現場演習において一連の行為が問題なく行えると評価を受けたのち、対象者に対し直接行為を行う「実地研修」に移ること。
- ② ①の取扱いにより研修を実施する場合においても、初回受講については「講義＋(評価を伴わない5種類の行為)シミュレーター演習」に加え、相当期間経過した後においても「(特定の行為)の簡易なシミュレーター等を用いての評価を伴う現場演習＋対象者に対する特定の行為を直接行う実地研修」までを当初受講した登録研修機関において責任を持って修了させることとする。(ただし現場演習＋実地研修については受講生の所属する事業所等への委託も可能である。その場合、登録研修機関として実地研修先から研修実施責任者や指導責任者等を記した承諾書を得ておくことが必要)

③ なお、上記①、②の取扱いによらず、登録研修機関等において事故回避等の責任上、上記のカリキュラムの分離を認めない取扱いをすることを何ら妨げるものではないことを申し添える。

(Q) 特定の者対象(省令第3号)研修について当初全課程を修了した者が、新たな対象者や行為を行う場合の取扱いについて実地研修からの受講が必要であると承知していますが、現場演習の取扱いは具体的にはどのようなになるのですか。

(A) 当初、特定の者対象(省令第3号)研修を全課程修了した者については、国の要綱上、実地研修からの受講が必要となるが、その際に現場演習を行ったうえで対象者に対し直接行為を行う実地研修に移ることは望ましいことといえます。

また、国研修実施要綱では、基本の研修カリキュラムを示していますが、全課程を受講した者であっても、登録研修機関等がその責任上、安全性を担保するうえで現場演習を実施すること及び評価を行うことを妨げるものではありません。

なお、受講生はそれぞれの研修実施先のカリキュラムが国の実施要綱に準拠していることを確認の上、各実地研修先に問い合わせ、受講先を選択することができます。

【各種申請の様式・申請方法等の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)
ーライブラリ(書式/通知)
ー14. 介護職員等によるたんの吸引・経管栄養
(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=23>)

4 喀痰吸引等研修支援事業について

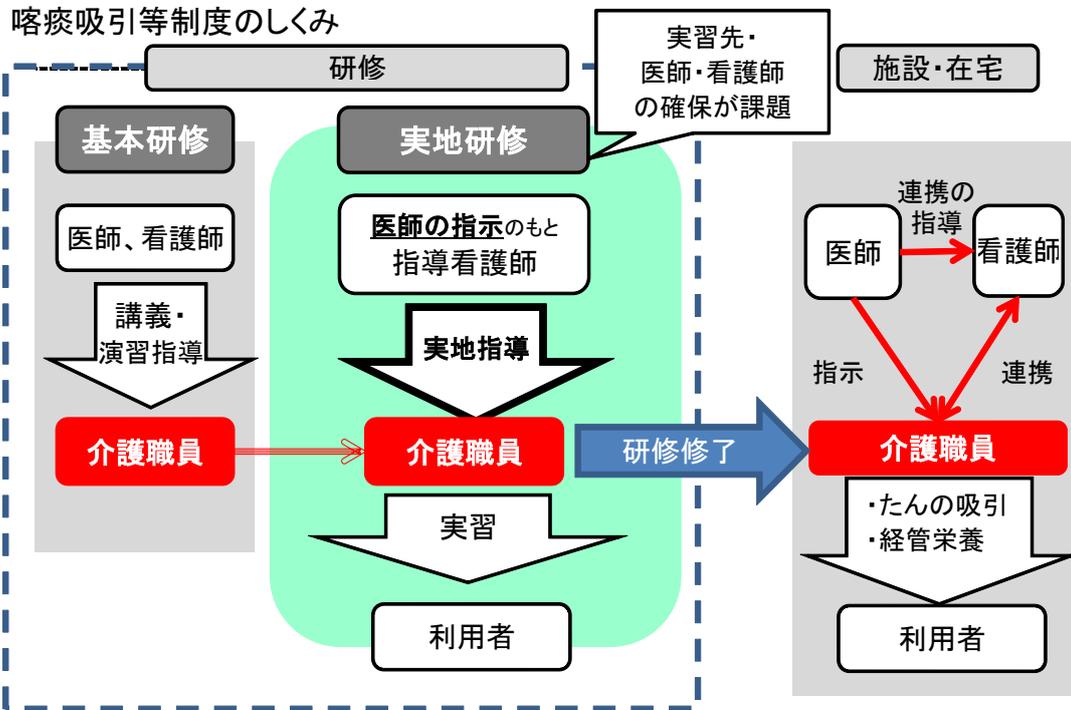
- 県では、喀痰吸引等を要する対象者の増に対応するため、平成27年度より「喀痰吸引等研修事業」を実施することにより、医療的ケアを担う介護職員の養成に係る課題を解消し、研修の円滑な実施を図ることになりました。
- 指定都市、中核市を含む県全域を対象としています。
- 事業実施にかかる問い合わせ先
県介護保険課監査グループ(電話:045-210-4820)まで

喀痰吸引等研修支援事業の内容

- (1) 実地研修先の確保
他法人の受講者の実地研修を受け入れた事業所・施設に対し、奨励金を支払います。
- (2) 医師・指導看護師の確保
ア 実地研修で必要となる主治医の指示料を補填します。
イ 他法人の受講生を指導する指導看護師に対して、謝金を支給します。
- (3) 医師・看護師に対する研修の実施

- ア 医師に対して、制度の概要及び指示書の記載方法に関する研修を実施します。
- イ 看護師に対し、制度により介護職員等が実施可能となる行為や実地研修の評価手法等に関する研修を実施します。

<参考>



(県記者発表資料より抜粋)

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者(※1)に対する支援等に関する法律(以下、高齢者虐待防止法と表記。)」の第5条において、「養介護施設従事者等(※2)の方々は、高齢者(※3)虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない」とされています。

※1 養護者: 高齢者を現に介護する人であって養介護施設従事者等以外の人

※2 養介護施設従事者等: 「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する人

※3 高齢者: 高齢者虐待防止法では65歳以上

1 高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義

高齢者虐待防止法では【高齢者】とは、65歳以上の者と定義されています。また、高齢者虐待を「養護者による高齢者虐待」、及び「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて定義しています。

そして、高齢者虐待防止法では「養介護施設従事者等による虐待」を次の5つの行為の類型を持って「虐待」と定義しています。

(1) 身体的虐待

「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」

(2) 介護・世話の放棄・放任

「高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること」

(3) 心理的虐待

「高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」

(4) 性的虐待

「高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること」

(5) 経済的虐待

「高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること」

※身体拘束は介護保険指定基準において、原則禁止されています。緊急やむを得ない場合以外の身体拘束は、すべて高齢者虐待に該当する行為と国基準で考えられています。

2 養護者による高齢者虐待の早期発見

(1) 平成25年度の養護者による高齢者虐待の件数

	神奈川県	全国
相談・通報件数	1,281件	25,310件
虐待と判断した件数	831件 (64.9%)	15,731件 (62.2%)

(2) 相談・通報者内訳(全国)

※複数回答。構成割合は、相談・通報者の合計28,144人に対するものです。

	介護支援専門員・介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者本人	当該市町村行政職員	警察	その他・不明
人数	10,605	1,412	1,321	1,252	2,603	3,245	457	2,096	3,488	1,665
割合	37.7%	5.0%	4.7%	4.4%	9.2%	11.5%	1.6%	7.4%	12.4%	5.9%

相談・通報者の37.7%が、介護支援専門員・介護保険事業所職員です。養護者による高齢者虐待の発見において重要な役割を果たしています。

(3) 養護者による高齢者虐待の早期発見

① 観察によって早期発見を

高齢者が介護保険サービスを利用している場合、担当の介護支援専門員や介護保険事業所の職員は、高齢者や養護者・家族等と接する機会も多いことから、高齢者の身体面や行動面での変化、養護者・家族等の様子の変化などを専門的な知識を持って常に観察することが重要です。

② 協力して対応を

介護保険サービスでは、様々な職種が協力して、一人の高齢者を支えています。虐待が疑われる事例などは、サービス担当者会議を開催するなどして、様々な職種が関わり、高齢者を介護する養護者を支援していくことが非常に重要です。

③ 養護者による高齢者虐待の早期発見と通報

高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉に業務上関係のある団体や職員などは、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないとされています(第5条)。

また、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければならない(第7条第1項)。または虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村に通報するよう努めなければならないとされています(第7条第2項)。

この場合、守秘義務違反にはなりません。(第7条第3項)。

(4) やむを得ない事由による措置

高齢者虐待防止法の第9条第2項により、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある場合、高齢者を一時的に保護するため、老人福祉法第11条等の措置を、市町村は行います。ご協力をお願いします。

3 養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止と早期発見

(1) 平成25年度の養介護施設従事者等による高齢者虐待の件数

	神奈川県	全国
相談通報件数	61件	962件
虐待と判断した件数	26件 (42.6%)	221件 (22.9%)

(2) 相談・通報者内訳(全国)

※複数回答。構成割合は、相談・通報者の合計1,154人に対するものです。

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	医師等	介護支援専門員	国民健康保険団体連合会	都道府県	警察	その他・不明
人数	24人	221人	403人	116人	15人	60人	3人	27人	16人	269人
割合	2.1%	19.2%	34.9%	10.1%	1.3%	5.2%	0.3%	2.3%	1.4%	23.3%

相談・通報者のうち、当該施設職員が34.9%、元職員が10.1%、合計45.0%です。養介護施設従事者による高齢者虐待の発見に重要な役割を果たしています

(3) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

① 組織としての虐待の未然防止・早期発見のための体制づくり

高齢者虐待に至る原因は多岐に渡りますが、その原因を職員個人の問題とはせ

ず、組織として課題をとらえ取り組むことが大切です。

リスクマネジメントの見地や職員が燃え尽きないためにも、日ごろの業務の中で悩みや相談を受け止めたり、介護技術に対してアドバイスができる体制を整備するとともに、職員の労働条件の改善にも留意する必要があります。（「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」P40～41）

※「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条第5項に基づく高齢者虐待の解釈について 平成22年9月30日老推発第0930第1号」では、以下の行為も高齢者虐待に該当するとされています。

- ・入所者を車いすやベッド等から移動させる際に必要以上に身体を高く持ち上げた。
- ・裸になった入所者の姿を携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。
- ・入所者の顔に落書きをして、それを携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。

②通報等による不利益取り扱いの禁止

ア 通報義務

高齢者虐待防止法において通報義務は、養介護施設における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図り、高齢者の尊厳の保持の理念のもとサービスの質の確保や向上に資するために設けられています。

イ 守秘義務との関係

養介護施設従事者等が高齢者虐待の相談や通報を行うことは「守秘義務違反」になりません（第21条第6項）。

ウ 公益通報者保護

養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないことが規定されています（第21条第7項）。

また、「公益通報者保護法」においても、労働者が事業所内部で法令違反が生じ、又は生じようとしている旨を事業所内部、行政機関、事業所外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

(4) 高齢者の権利擁護に関する研修プログラムの紹介

県では平成21年に「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」を作成し、施設内での研修などにもご活用いただいておりますが、昨年10月、新たに、この手引きの内容をパワーポイントで学べる研修プログラムを作成しました。

施設従事者向けに行う研修を想定しており、講義とグループワークを組み合わせた構成になっており、施設内研修にも活用いただけます。

でひ、ご利用ください。

県のホームページにはアップされていませんので、ご希望があれば、電子ファイルを送付いたします。下記のアドレスまでお問合せください。

神奈川県高齢社会課高齢福祉グループ

anshinkaigo@pref.kanagawa.jp

4 神奈川県内の高齢者虐待相談・通報窓口

- 「県内市町村窓口一覧」を次ページと下記のアドレスで紹介しています。
- 「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」も同アドレスでご覧いただけます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3673/>

未然防止の体制づくりに役立ちます。

事後対応や再発防止についても紹介しています。

(参考資料)高齢者虐待相談・通報窓口 (各市町村の高齢者虐待相談窓口)

○各市町村の高齢者虐待相談窓口

市町村名		窓口担当課		電話	FAX	
横浜市	養護者	鶴見区	高齢者支援担当	045-510-1775	045-510-1897	
		神奈川区	高齢者支援担当	045-411-7110	045-324-3702	
		西区	高齢担当	045-320-8410	045-290-3422	
		中区	高齢・障害支援課	045-224-8167~8169	045-224-8159	
		南区	高齢・障害支援課	045-743-8224	045-714-7989	
		港南区	高齢者支援担当	045-847-8415	045-845-9809	
		保土ヶ谷区	高齢担当	045-334-6328	045-331-6550	
		旭区	高齢者支援担当	045-954-6125	045-955-2675	
		磯子区	高齢・障害支援課	045-750-2417~2419	045-750-2540	
		金沢区	高齢者支援担当	045-788-7777	045-786-8872	
		港北区	高齢者支援担当	045-540-2327	045-540-2396	
		緑区	高齢者支援担当	045-930-2311	045-930-2310	
		青葉区	高齢者支援担当	045-978-2449	045-978-2427	
		都筑区	高齢支援担当	045-948-2306	045-948-2490	
		戸塚区	高齢者支援担当	045-866-8439	045-881-1755	
		栄区	高齢者支援担当	045-894-8415	045-893-3083	
		泉区	高齢事業担当	045-800-2434	045-800-2513	
		瀬谷区	福祉保健相談係	045-367-5731	045-364-2346	
		在宅サービス	健康福祉局介護事業指導課		045-671-2356	045-681-7789
	施設サービス	健康福祉局高齢施設課		045-671-3923	045-641-6408	
	川崎市	養護者	川崎区	高齢者支援係	044-201-3080	044-201-3293
大師支所			高齢者支援担当	044-271-0157	044-271-0128	
田島支所			高齢者支援担当	044-322-1986	044-322-1995	
幸区			高齢者支援係	044-556-6619	044-555-3192	
中原区			高齢者支援係	044-744-3217	044-744-3345	
高津区			高齢者支援係	044-861-3255	044-861-3249	
宮前区			高齢者支援係	044-856-3242	044-856-3163	
多摩区			高齢者支援係	044-935-3266	044-935-3396	
麻生区			高齢者支援係	044-965-5148	044-965-5206	
施設			健康福祉局高齢者事業推進課		044-200-2910	044-200-3926
相模原市			養護者・施設	緑高齢者相談課		042-775-8812
		中央高齢者相談課			042-769-8349	042-769-8323
		南高齢者相談課			042-701-7704	042-701-7725
	城山保健福祉課			042-783-8120	042-783-1720	
	津久井保健福祉課			042-780-1408	042-784-1222	
	相模湖保健福祉課			042-684-3215	042-684-3618	
	藤野保健福祉課			042-687-5511	042-687-5688	
	施設	高齢政策課			042-707-7046	042-752-5616
		高齢者支援課		042-769-9231	042-769-5708	
横須賀市	養護者・施設	高齢者虐待防止センター	046-822-4370	046-827-3398		

市町村名		窓口担当課	電話	FAX
平塚市	養護者・施設	高齢福祉課	0463-21-8778	0463-21-9616
鎌倉市	養護者	高齢者いきいき課いきいき福祉担当	0467-61-3899	0467-23-7505
	施設	高齢者いきいき課介護保険担当	0467-61-3947	
藤沢市	養護者・施設	高齢者支援課	0466-50-3571	0466-50-8415
小田原市	養護者・施設	高齢福祉課	0465-33-1864	0465-33-1838
茅ヶ崎市	養護者・施設	高齢福祉介護課	0467-82-1111	0467-82-1435
逗子市	養護者・施設	介護保険課	046-873-1111	046-873-4520
		(虐待相談電話)	046-873-5546	046-873-5546
三浦市	養護者・施設	高齢介護課	046-882-1111	046-882-2836
秦野市	養護者・施設	高齢介護課	0463-82-5111	0463-84-0137
厚木市	養護者	高齢福祉課	046-225-2220	046-221-1640
	施設	介護保険課	046-225-2240	046-224-4599
大和市	養護者	高齢福祉課	046-260-5613	046-262-0999
	施設	介護保険課	046-260-5170	046-260-5158
伊勢原市	養護者・施設	介護高齢福祉課	0463-94-4711	0463-94-2245
海老名市	養護者・施設	高齢介護課	046-231-2111	046-231-0513
座間市	養護者・施設	介護保険課	046-252-7084	046-252-8238
南足柄市	養護者・施設	高齢介護課	0465-73-8057	0465-74-0545
		南足柄市地域包括支援センター	0465-74-3196	0465-74-6383
	夜間	夜間は市役所代表	0465-74-2111	
綾瀬市	養護者・施設	高齢介護課	0467-70-5633	0467-70-5702
葉山町	養護者・施設	福祉課	046-876-1111	046-876-1717
寒川町	養護者・施設	高齢介護課	0467-74-1111	0467-74-5613
大磯町	養護者・施設	福祉課	0463-61-4100	0463-61-6002
二宮町	養護者・施設	高齢障がい課	0463-71-3311	0463-73-0134
中井町	養護者・施設	健康課	0465-81-5546	0465-81-5657
大井町	養護者・施設	介護福祉課	0465-83-8011	0465-83-8016
		(大井町地域包括支援センター)		
松田町	養護者・施設	健康福祉課	0465-83-1226	0465-83-1229
	養護者	松田町地域包括支援センター	0465-83-1191	0465-83-1229
山北町	養護者・施設	福祉課	0465-75-3644	0465-79-2171
開成町	施設	保険健康課	0465-84-0320	0465-85-3433
	養護者	福祉課	0465-84-0316	0465-85-3433
箱根町	養護者・施設	健康福祉課	0460-85-7790	0460-85-8124
		箱根町地域包括支援センター	0460-85-3002	0460-85-3003
真鶴町	養護者・施設	健康福祉課	0465-68-1131	0465-68-5119
湯河原町	養護者・施設	介護課	0465-63-2111	0465-63-2384
愛川町	養護者・施設	高齢介護課	046-285-2111	046-285-6010
清川村	養護者・施設	保健福祉課	046-288-3861	046-288-2025

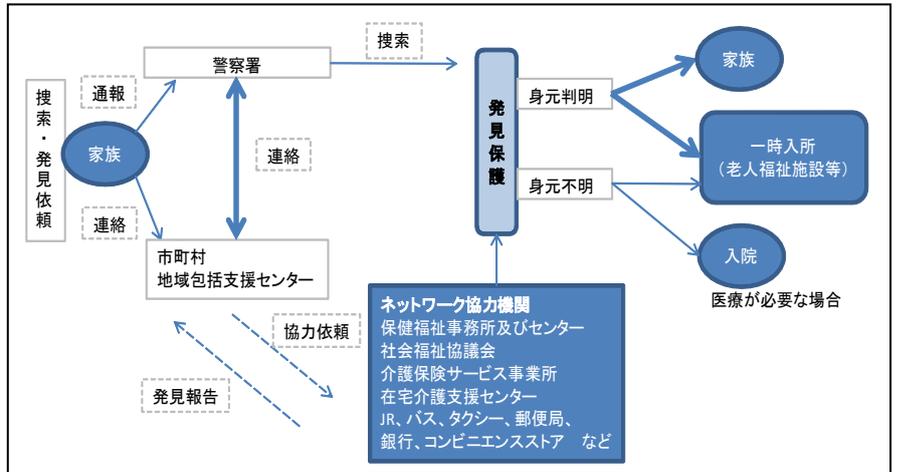
○神奈川県

神奈川県		保健福祉局福祉部高齢社会課	045-210-1111	045-210-8874
------	--	---------------	--------------	--------------

1 徘徊高齢者 SOS ネットワークについて

認知症等で徘徊する方の捜索について警察と連携し、地域の方や関係機関の協力を得て、一刻も早く発見して家族の元へ帰すこと、また、保護された高齢者の身元がわかるまで安心して過せるように一時的に施設でお預かりするシステムです。

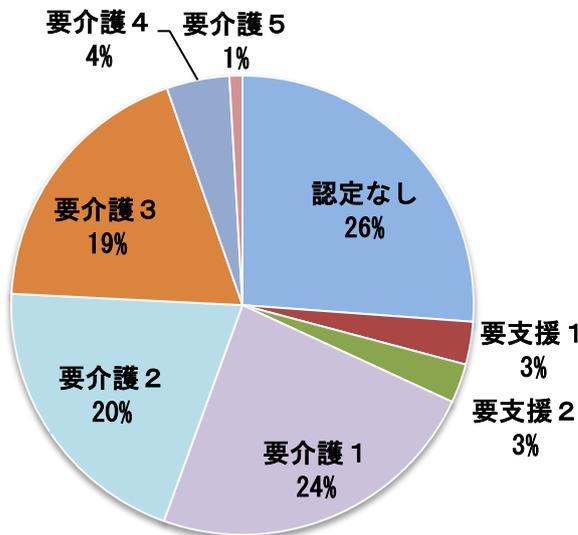
県内全域に徘徊 SOS ネットワークがあり、地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護保険事業所、公共交通機関、タクシー会社、郵便局、銀行、コンビニエンスストア、などが協力機関となっています。



2 事前登録について

あらかじめ、徘徊の心配がある方は、各市町村の窓口へ事前に登録をしておくことで、地域ネットワーク、警察やその他関係機関と共有され、早期発見につながります。

行方不明者の要介護度別内訳



平成 26 年9月に厚生労働省が発表した「行方不明になった認知症の人等に関する調査結果」によると、行方不明者の要介護度別内訳は、「認定なし」が 26%と最も多く、次いで「要介護1」が 24%、「要介護 2」が 20%、となっています。すなわち、必ずしも徘徊が起こるのは、認知症が進行してからではなく、徘徊が起こったことにより、認知症が発覚したというケースもあるということです。

また、徘徊がなくても、早めに事前登録をしておくことで、万が一に備えることができます。

その他、衣服や杖などの持ち物には、ご本人のお名前を記入しておくこと、保護された際、早期の身元判明の手がかりとなります。

(厚生労働省「行方不明になった認知症の人等に関する調査結果(H26.9 公表)」より 高齢社会課作成)

事前登録は、各市町村にある徘徊高齢者 SOS ネットワークの窓口で行い、高齢者の名前や連絡先、体の特徴等を登録します。また、お顔のはっきりわかる写真があると、捜索する際の有効な手がかりとなります。

<神奈川県徘徊高齢者 SOS ネットワークホームページ>

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p711536.html>

【問い合わせ先】

神奈川県保健福祉局 高齢社会課 高齢福祉グループ 電話045(210)4846

急速に高齢化が進む中で、ますます介護ニーズが増加する一方、介護従事者の人材確保が厳しい状況にあります。

そこで、神奈川県では、介護従事者がやりがいと誇りをもって仕事ができるよう、介護従事者への社会的な評価の向上を目指し、介護の仕事の素晴らしさをアピールするため、神奈川発の「かながわ感動介護大賞～ありがとうを届けたい～」を平成24年度に創設しました。

こうした取組みを多くの人々に知っていただき、ご理解をいただくことが効果的でありますので、次の取組みを行っています。

1 かながわ感動介護大賞

介護を受けた高齢者や家族等から、介護にまつわるエピソード(感動介護エピソード)を募り、介護の素晴らしさを伝える感動的なエピソードの応募者や、対象となった介護従事者や施設等を表彰します。

○ 今後のスケジュール(詳細は、順次お知らせします)

- ・ 8月 第4回感動介護エピソード、ありがとう感動事例の応募締切り
(感動介護エピソード、ありがとう感動事例は随時募集中です。)
- ・ 9月中 感動介護大賞の選考
- ・ 11月11日 感動介護大賞表彰式典等
- ・ 12月以降 感動介護エピソード作品集の配布

○ 表彰式典

日時 平成27年11月11日(水)「介護の日」 午後1時より(予定)

場所 未定

内容 かながわ感動介護大賞表彰等

2 ありがとうカードの普及

介護を受けた高齢者や家族等が、介護従事者への感謝の気持ちを、ありがとうカードにより、形(かたち)あるものとして伝える運動を広めます。

また、一定枚数を受領した介護従事者にサンクスバッジ(通称「金太郎バッジ」)等を贈呈します。

3 フェイスブックの新設

かながわ感動介護大賞を通して「介護の素晴らしさ」を様々な角度から多方面に発信していくことを目的に作成します。

【問い合わせ先】

かながわ感動介護大賞実行委員会事務局

神奈川県保健福祉局 高齢社会課感動介護大賞担当 電話 045(210)4835

● 認知症予防に向けた取組み

神奈川県では認知症予防に向けた取組みとして、「コグニサイズ」を全県に普及・展開しています。

「コグニサイズ」とは脳とからだの機能を効果的に向上させることをねらいとしたものです。例えば、計算(数字の逆唱や連続して7ずつ引く計算など)を行いながらステップ運動を行うことや、2人1組で、速度を保ちつつ会話をしながら歩くなど、運動と認知トレーニングを組み合わせた運動方法です。

是非、事業所のプログラムの参考にしてください。

認知症予防に向けた運動 コグニサイズ(国立長寿医療研究センターホームページ)

http://www.ncgg.go.jp/department/cre/download/koguni_saisyuu.pdf

※このコグニサイズを指導できる方を養成する研修を実施します。

詳細は、「介護情報サービスかながわ」でお知らせします。

【問い合わせ先】

神奈川県保健福祉局 高齢社会課 企画グループ 電話 045(210)4835

※ 政令指定都市・中核市に所在する事業所については、当該市役所が所管します。
 (「地域密着型サービス」、「基準該当サービス」も当該市役所が所管します。)

1 新規指定・指定更新・加算・変更・廃止・休止届の所管

	所管課・担当サービス
神奈川県	介護保険課 在宅サービスグループ 電話045-210-1111 内線4840～4844 (居宅系サービス・介護予防サービス・居宅介護支援)
	高齢施設課 福祉施設グループ 電話045-210-1111 内線4851～4854 (介護老人福祉施設・養護老人ホーム・軽費老人ホーム)
	高齢施設課 保健・居住施設グループ 電話045-210-1111 内線4856～4859 (介護老人保健施設・特定施設入居者生活介護・介護療養型医療施設)

2 指導の所管

(平成26年4月1日から変更となりました。再確認をお願いします。)

事業所の所在地	所管する所属
平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町	神奈川県平塚保健福祉事務所 保健福祉課 電話 0463-32-0130(代)
鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	神奈川県鎌倉保健福祉事務所 保健福祉課 電話 0467-24-3900(代)
小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町	神奈川県小田原保健福祉事務所 保健福祉課 電話 0465-32-8000(代)
南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町	神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター 保健福祉課 電話0465-83-5111(代)
藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町	神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所 保健福祉課 電話 0467-85-1171(代)
厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	神奈川県厚木保健福祉事務所 保健福祉課 電話046-224-1111(代)

※ 上記については、介護保険法第24条に基づく指導であるが、同法第23条に基づく指導については、各市町村が権限を有する。

3 監査の所管

事業所の所在地	所管する所属
指定都市・中核市 以外の市町村	神奈川県 介護保険課 監査グループ 電話045-210-1111 内線4820～4822

生活保護法の一部を改正する法律(以下「法」という。)が、平成26年7月1日に施行され、生活保護法指定介護機関制度についても改正されましたので、次のとおり概要をお知らせします。

(1) 介護保険法の指定又は開設許可があったときの指定介護機関のみなし指定

ア 介護保険法の指定又は許可があったときは、その介護機関は、法第54条の2第1項の指定(以下「介護保険法によるみなし指定」という。)を受けたものとみなされます。ただし、当該介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。)が、あらかじめ、別段の申出をしたときはこの限りではありません。(法第54条の2第2項関係)

イ 法第54条の2第2項の規定により同条第1項の指定を受けたものとみなされた指定介護機関が、介護保険法の規定による事業の廃止があったとき、指定の取消しがあったとき、又は指定の効力が失われたときは、その効力を失うこととなります。(法第54条の2第3項関係)

留意事項

■旧法(平成26年6月30日廃止)により指定された生活保護法指定介護機関について

法施行日(平成26年7月1日)において、法第54条の2第1項の規定による指定を受けたものとみなされます。ただし、法第54条の2第2項の規定による指定を受けたものではないため、上記(1)のイの規定は適用されません。このため、届出事項に変更等があった場合の他、廃止等の届出も現行どおり必要です。

■介護保険法で平成26年6月30日以前に指定されているものの、生活保護法での指定を受けていない場合

○介護保険法によるみなし指定の対象とはなりません。生活保護法での指定を受ける場合は、生活支援課生活保護グループに別途申請が必要です。(現状どおり)

※法の規定による指定は、更新制ではありません。(6年毎の更新手続きは不要です)

(2) 指定介護機関の指定要件及び指定取消要件の明確化

ア 指定の要件

法第54条の2第4項で読み替えて準用する第49条の2第2項の第1号を除く各号(欠格事由)のいずれかに該当するときは、指定介護機関の指定をしません。また、同条第3項各号(指定除外要件)のいずれかに該当するときは、知事は指定介護機関の指定をしないことができます。

(欠格事由の例)

- ・申請者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・申請者又は管理者が、指定介護機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- ・申請者又は管理者が、指定の取消しの処分に係る通知があつた日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(指定除外要件の例)

- ・被保護者の介護について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。

イ 指定の取消要件

指定介護機関が、法第54条の2第4項で読み替えて準用する第51条第2項各号のいずれかに該当するときは、知事は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

(取消要件の例)

- ・指定介護機関の申請者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられたとき。
- ・指定介護機関の介護報酬の請求に関し不正があったとき。
- ・指定介護機関が、不正の手段により指定介護機関の指定を受けたとき。

2-1

人員・運営に関する基準改正関係

1 生活相談員の専従要件の緩和

⇒利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関や他の介護事業所、地域の住民活動等と連携し、通所介護事業所を利用しない日でも利用者を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるよう、生活相談員の専従要件が緩和されています。

事業所内に限った利用者との対話を主体とした相談業務のみならず、サービス担当者会議に加えて地域ケア会議への出席などが可能です。

※P57の「2生活相談員」の「(1)配置要件」参照

2 看護職員の配置基準の緩和

⇒地域で不足している看護職員については、その専門性を効果的に活かすことができるよう、病院、診療所、訪問看護ステーションと連携し、通所介護事業所の営業日ごとに看護職員が利用者の健康状態を確認した場合には、人員配置基準を満たしたものとされます。

※P59の「3看護職員・介護職員」の「(1)配置要件」参照

3 居宅介護支援事業所との連携

⇒居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定通所介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該通所介護計画を提供することに協力するよう努めてください。

2-2

介護報酬改定関係

1 基本報酬の見直し

⇒サービス提供に係る管理的経費の実態等を踏まえて、小規模通所介護事業所、通常規模通所介護事業所及び大規模通所介護事業所の基本報酬の見直しが行われています。

【例】 小規模型通所介護費（所要時間7時間以上9時間未満の場合）

要介護1	815単位/日	要介護1	735単位/日
要介護2	958単位/日	要介護2	868単位/日
要介護3	1,108単位/日	⇒ 要介護3	1,006単位/日
要介護4	1,257単位/日	要介護4	1,144単位/日
要介護5	1,405単位/日	要介護5	1,281単位/日

※基本報酬の詳細については、以下を参照してください。

「介護情報サービスかながわ(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」

—ライブラリ（書式/通知）

—16. 平成27年度介護保険制度改正・報酬改定

—利用料金早見表(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=27>)

2 介護職員の処遇改善加算

介護職員の処遇改善が後退しないよう現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象とし、更なる上乘せ評価を行うための区分が創設されています。

【加算の種類】

【加算率】

(新設) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) : 4.0%
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ⇒ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) : 2.2%
介護職員処遇改善加算(Ⅱ) ⇒ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) : 加算(Ⅱ)により算出した単位×0.9
介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ⇒ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) : 加算(Ⅱ)により算出した単位×0.8

3 サービス提供体制強化加算(療養通所介護を含む)

介護福祉士の配置がより一層促進されるよう、サービス提供体制強化加算の要件については、新たに介護福祉士の配置割合がより高い状況の評価するための区分が創設されています。

【通所介護費】

- サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ ⇒ 18単位/回
通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上
- サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ ⇒ 12単位/回
通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上
- サービス提供体制強化加算Ⅱ ⇒ 6単位
通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者が占める割合が30%以上
- サービス提供体制強化加算Ⅲ(療養通所介護) ⇒ 6単位
通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者が占める割合が30%以上

※通所介護を利用者に直接提供する職員
⇒生活相談員・看護職員・機能訓練指導員・介護職員を指します。

【介護予防通所介護費】

- サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ ※要件は上記通所介護費に準じる
 - (1) 要支援1 ⇒ 72単位/回
 - (2) 要支援2 ⇒ 144単位/回
- サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ ※要件は上記通所介護費に準じる
 - (1) 要支援 ⇒ 48単位/回
 - (2) 要支援 ⇒ 96単位/回
- サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※要件は上記通所介護費に準じる
 - (1) 要支援 ⇒ 24単位/回
 - (2) 要支援 ⇒ 48単位/回

(職員の算出方法)

- (1) 前年度実績が6月以上の事業所
⇒ 常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く4月～2月までの11カ月)の平均を用いて、所定の割合を満たす場合に算定可能です。

前年度実績の平均で割合を満たしていれば算定できるため、年度途中で、現に通所介護の提供を行っている職員の割合が所定の割合を満たさなくなった場合でも、前年度実績で要件を満たしている場合は算定可能です。(当該年度の実績の平均が所定の割合を満たさないようであれば、翌年度は算定できません。)

(2) 前年度実績が6月未満の事業所(新規事業所、再開事業所を含む)

⇒ 直近3月について常勤換算方法により算出した平均を用いて、所定の割合を満たす場合に算定可能です。直近3月において、割合を満たすことができなくなった際は、直ちに加算の取り下げを行わなければなりません。

※ 人員欠如又は定員超過による減算期間中はサービス提供体制強化加算を算定することはできません。

4 通所介護の加算等について

※通所介護の新加算等の疑義については、「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A」にも詳しい説明が示されていますので、あわせてご参照ください。

「介護情報サービスかながわ(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」

—ライブラリ (書式/通知)

—16. 平成27年度介護保険制度改正・報酬改定

—介護報酬改定に係るQ&A

—平成27年度介護報酬改定国Q&A

(1) 認知症加算 (新規) ⇒ 60 単位/日

【主な算定要件】

○指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。

・前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の20以上であること。

○指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修等を修了した者を1以上確保していること。等

※指定基準に規程する介護職員又は看護職員の員数についてはP59の「3看護職員・介護職員」の「(1)配置要件」参照

※「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは「日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ、又はMに該当する者を指す」

(2) 中重度者ケア体制加算 (新規) ⇒ 45 単位/日

【主な算定要件】

○指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。

○前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上であること。

○指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護事業所の提供に当たる看護職員を1以上確保していること。等

※中重度ケア体制加算は、事業所を利用する利用者全員に算定することができます。

(3) 若年性認知症利用者受入加算 ⇒ 60 単位/日

(介護予防通所介護の場合) ⇒ 240 単位/月

【算定要件】 (追加要件のみ記載)

○若年性認知症利用者(介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった者)に対して指定通所介護を行った場合。等

※ただし、認知症加算を算定している場合は算定できない。

(4) 個別機能訓練加算(Ⅰ) 42単位/日⇒46単位/日
個別機能訓練加算(Ⅱ) 50単位/日⇒56単位/日

【算定要件（追加要件のみ記載）】

○機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。等

※個別機能訓練加算については、平成27年3月に厚生労働省から「通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」が発出され詳細な説明が示されていますので、ご確認ください。

(5) 延長加算の見直し

※7-9の事業所のみ算定が可能です。

- 9時間以上10時間未満（既存）⇒50単位/日
- 10時間以上11時間未満（既存）⇒100単位/日
- 11時間以上12時間未満（既存）⇒150単位/日
- 12時間以上13時間未満（新規）⇒200単位/日
- 13時間以上14時間未満（新規）⇒250単位/日

【主な算定要件】

○所要時間7時間以上9時間未満の指定通所介護の前後に日常生活上の世話をを行った場合。
○指定通所介護の所要時間と指定通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が9時間以上となる時。等

●届出の要否：要（新たに延長加算を算定する場合。）

なお、延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な体制にあり、かつ、実際に延長サービスを行った場合に算定されるものです。当該事業所の実情に応じて適当数の従業者を配置してください。

重要

利用者が事業所を利用した後に引き続き事業所の設備を利用して宿泊する場合や宿泊した翌日において事業所の通所介護の提供を受ける場合には算定することはできません。

5 療養通所介護の加算について

(1) 個別送迎体制強化加算（新規）⇒210単位/日

【算定要件】

○指定療養通所介護事業所における2名以上の従事者により、個別に送迎を行っていること。
○当該従事者のうち1名は、看護師又は准看護師であること。等

(2) 入浴介助体制強化加算（新規）⇒60単位/日

【算定要件】

○指定療養通所介護事業所における2名以上の従事者により、個別に入浴介助を行っていること。
○当該従事者のうち1名は、看護師又は准看護師であること。等

6 送迎が実施されない場合の評価の見直しについて

送迎を実施していない場合（利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合）は減算の対象とする。

送迎を行わない場合（新規）⇒△47単位/片道

7 送迎時における居宅内介助等の評価について

送迎時に実施した居宅内介助等（電気の消灯・点灯、着替え、ベッドへの移乗、窓の施錠等）を通所介護の所要時間に含めることができます。

【算定要件】

- ・居宅サービス計画と個別サービス計画に位置付けた上で実施するものとし、所要時間に含めることができる時間は30分以内とする。
- ・居宅内介助等を行う者は、看護職員、機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤続年数の合計が3年以上の介護職員若しくは介護福祉士、介護職員初任者研修修了者等。

2-3

その他の介護保険制度改正関係について

1 地域密着型通所介護に係る基準の創設

平成28年度に地域密着型通所介護が創設されたことに伴い、地域との連携や運営の透明性を確保するための運営推進会議の設置など、新たに基準を設けられるとともに、基本報酬の設定については、平成27年度基本報酬の見直し後の小規模型通所介護の基本報酬を踏襲することになりました。

2 通所介護と新総合事業における通所事業を一体的に実施する場合の人員等の基準上の取扱い

通所介護事業者が、通所介護及び新総合事業における第一号通所介護事業所を、同一の事業所において、一体的に実施する場合の人員、設備及び運営の基準については、通所介護及び介護予防通所介護を一体的に実施する場合の現行の基準に準じることになります。

3 夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準の厳格化（療養通所介護含む）

通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス（宿泊サービス）を実施している事業所については、届出を求めることとし、事故報告の仕組みを設けるとともに、情報公表を推進することになります。

※P62「2消火設備等」参照 ※P79「宿泊サービスに係る人員、設備及び運営に関する指針(略称)」参照

4 療養通所介護における地域密着型サービスへの移行に係る基準の創設

平成28年度に地域密着型サービスへ移行することに伴い、地域との連携や運営の透明性を確保するための運営推進会議の設置など、新たに基準を設けるとともに、基本報酬の設定については現行の基本報酬を踏襲することになります。

1 管理者

(1) 配置要件

⇒管理者は常勤であり、原則として専ら当該通所介護事業に従事する者でなければなりません。ただし、以下の場合であって、管理業務に支障がないと認められるときには、他の職務を兼ねることができます。

(支障がある場合とは、管理すべき事業所数が過剰であるなどといった場合です。)

- ① 当該通所介護事業所の他の職務に従事する場合
- ② 当該通所介護事業所と同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合

重要

- ・他の場所にある事業所や施設の業務に従事することはできません。
- ・同一敷地内であっても、別の法人が行う業務に従事することはできません。

※「管理者の交代」、「管理者の氏名変更」、「管理者の住所変更」があった場合には、変更届の提出が必要です。漏れの無いようにご対応ください。

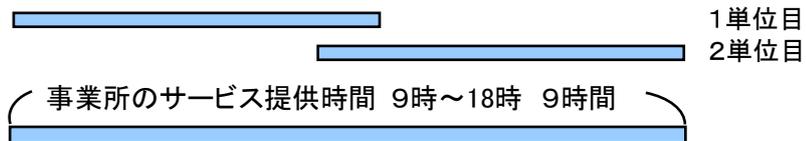
2 生活相談員

(1) 配置要件

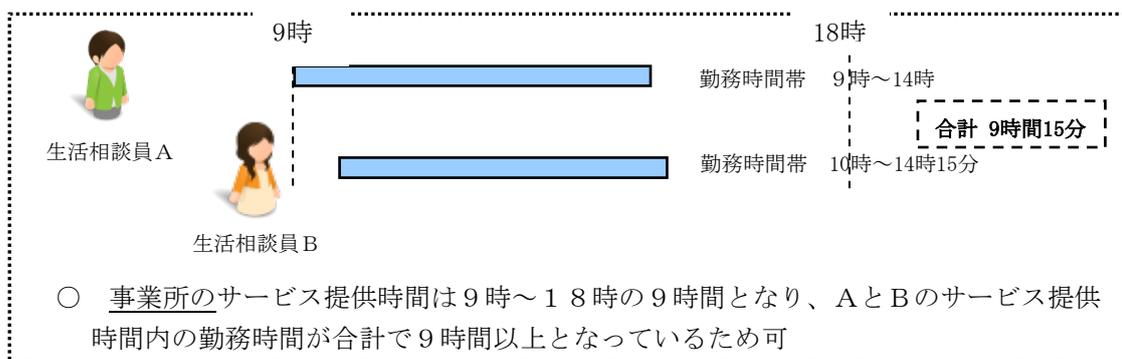
⇒指定通所介護の単位の数にかかわらず、指定通所介護の提供を行う時間数（提供時間数）に応じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる生活相談員が1以上確保されるために必要と認められる数の配置が必要です。

※提供時間数に応じて専ら通所介護の提供にあたる従業員を確保するとは、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するものです。

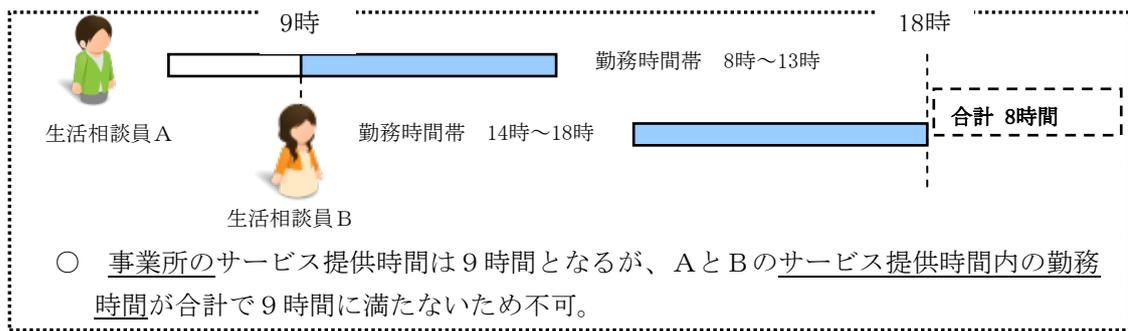
例： サービス提供時間 9時～14時 5時間（1単位目）
13時～18時 5時間（2単位目）



<配置基準を満たす例>



<配置基準を満たさない例>



○事業所内に限った利用者との対話を主体とした相談業務だけでなく、生活相談員が①サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間、②利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族を含めた相談・援助のための時間、③地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができます。

(2) 資格要件

⇒生活相談員は次の①～④のいずれかに該当する必要があります。

重要

◆生活相談員の資格要件◆

- ① 社会福祉主事任用資格者（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者）
 - ② 介護福祉士
 - ③ 介護支援専門員
 - ④ 介護保険施設又は通所系サービス事業所において、常勤で2年以上（勤務日数360日以上）介護等の業務に従事した者（直接処遇職員に限る）
- ◎ 実務経験証明書の参考様式は、以下を参照ください。
「介護情報サービスかながわ」（<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo/>）
ライブラリー（書式/通知）－ 1. 新規事業者指定 － 7. 通所介護
－ 2. 指定申請書類様式 － 参考様式11「実務経験証明書」

※上記の資格要件を満たさない従業者は、生活相談員として職務に従事することができません。資格要件を満たさない従業者を生活相談員として配置している場合、人員基準違反として指導対象になりますので注意してください。

- ◎詳細は、「介護情報サービスかながわ」（<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo/>）
ライブラリー（書式/通知）－ 1. 新規事業者指定 － 7. 通所介護
－ 6. 通所介護サービスにおける生活相談員の資格要件について
－ 7. 社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替えの範囲等の一部改正について

3 看護職員・介護職員

(1) 配置要件<利用定員が10人以下の場合>

◆看護職員又は介護職員◆

⇒単位ごとに、提供時間帯を通じて、専ら提供に当たる看護職員又は介護職員を常に1以上配置すること

注意

- ・看護職員とは、看護師または准看護師の免許を有するものです。
- ・生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤でなければなりません。

(2) 配置要件<利用定員が11人以上の場合>

◆看護職員◆

⇒単位ごとに、サービス提供日ごとに、専ら提供に当たる看護職員を1以上配置すること

重要

- ・提供時間帯を通じて専従する必要はありませんが、当該看護職員は提供時間帯を通じて指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図る必要があります。
- ・また、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されていることとなります。なお、「密接かつ適切な連携」とは、指定通所介護事業所に駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することができることです。
- ・定員10人を超える事業所において、サービス提供日に看護職員を配置していない若しくは連携していない場合は人員基準違反となります。必要に応じて看護職員の人員欠如による減算の届出を提出してください。
- ・看護職員が通所介護と他事業所又は施設を兼務するのであれば、兼務辞令を交付する等、通所介護の看護職員としても勤務していることが確認できるようにすることが望ましいです。

◆介護職員◆

⇒通所介護事業所の単位ごとに、平均提供時間数に応じて、専ら当該指定通所介護の提供にあたる介護職員が利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては、15人を超える部分の利用者の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数の配置が必要です。

※平均提供時間数・・・利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数

※介護職員については、指定通所介護の単位ごとに利用者ごとに利用者の数にかかわらず常時1名以上確保しなければなりません。

○計算式

- ・利用者数15人まで→確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数
- ・利用者数16人以上→確保すべき勤務延時間数＝(利用者数－15)÷5＋1)×平均提供時間数

○計算例 (利用者数18人、平均提供時間数を「5」とした場合)

確保すべき勤務延時間数＝{(18－15)÷5＋1}×5＝8時間

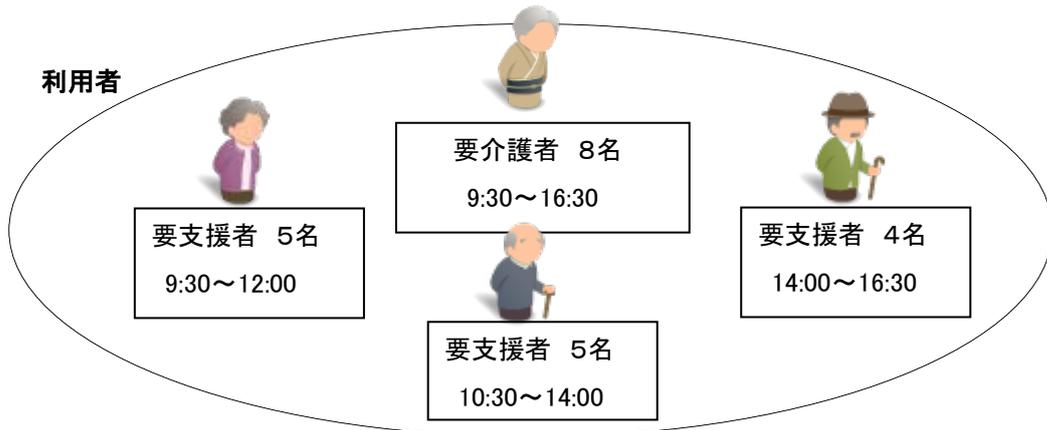
→ 介護職員は、人数を問わずサービス提供時間内で合計8時間配置されていればよい。ただし、サービス提供時間中、常時1人は配置が必要。

注意

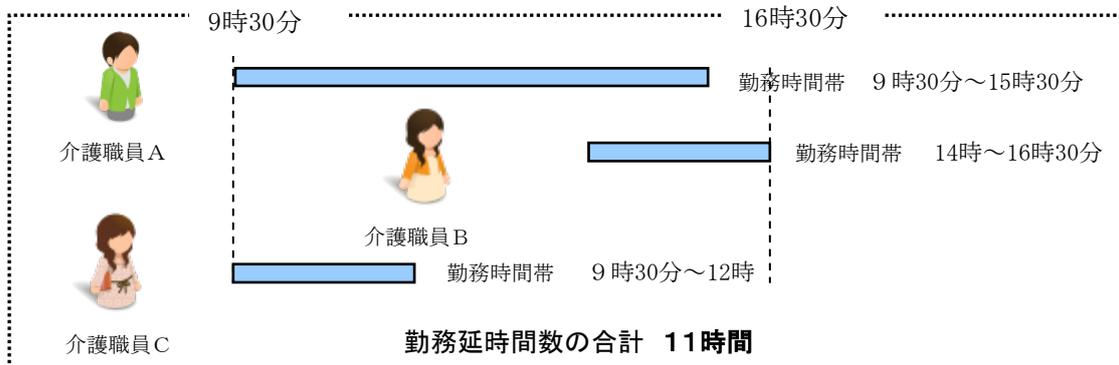
- 必要な介護職員の配置は、要支援1・2の利用者数、提供時間数と同時にサービス提供を受けている要介護1～5の利用者数を合算した利用者数により判断します。
- 生活相談員又は介護職員のうち、1名以上は常勤でなければなりません。

例：通所介護と介護予防通所介護を一体的に提供

1単位・定員20人・サービス提供時間7時間（9:30～16:30）



介護職員



時間帯	利用者数	利用者ごとの提供時間数の合計	平均提供時間数
9:30～16:30 (7h)	8人(要介護者)	56h (7h×8人)	4.4h (56h+12.5h+17.5h+10h) ÷22人
9:30～12:00 (2.5h)	5人(要支援者)	12.5h(2.5h×5人)	
10:30～14:00 (3.5h)	5人(要支援者)	17.5h(3.5h×5人)	
14:00～16:30 (2.5H)	4人(要支援者)	10h (2.5h×4人)	
	(合計) 22人		

確保すべき勤務延べ時間数 = ((利用者数 - 15) ÷ 5 + 1) × 平均提供時間数
 = ((22 - 15) ÷ 5 + 1) × 4.4時間
 = 10.56時間 ⇒ 上記の例では配置要件を満たす

(3) 配置要件<利用定員が10人以下の場合>

◆看護職員又は介護職員◆

⇒単位ごとに、提供時間帯を通じて、専ら提供に当たる看護職員又は介護職員を常に1以上配置すること

注意

- ・看護職員とは、看護師または准看護師の免許を有するものです。
- ・生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は常勤でなければなりません。

4 機能訓練指導員

(1) 配置要件

⇒単位ごと、サービス提供日ごとに1以上の配置が必要です。

※加算を算定しない場合であっても1以上配置しなければなりません。

(2) 資格要件

⇒日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有するもの。

※「訓練を行う能力を有するもの」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有するものとします。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行うことができます。

※上記は、個別機能訓練加算(I)(II)を算定しない場合の配置・資格要件になります。

注意

基準は、最低限度を定めたものであり、常に満たされていなければならないものですので、不測の事態にも対応できるよう適切な人員配置を行ってください。

指導事例

- ①生活相談員が営業のために外出しており、サービス提供時間中に生活相談員が不在となったため、基準上確保すべき勤務延時間数の配置ができていなかった。
- ②個別機能訓練加算を算定していない事業所において、機能訓練指導員が配置されていなかった。

2-5

設備基準について

1 食堂、機能訓練室の有効面積と定員超過

食堂及び機能訓練室は利用定員×3㎡以上を確保する必要があります。

重要

◆食堂、機能訓練室の有効面積算出に係る留意事項◆

○ 食堂、機能訓練室の有効面積の算出に当たっては、内法(うちのり)で計測してください。

- ・ 内法(うちのり)：壁の内側から内側までの長さを測った寸法
- ・ 壁芯(かべしん)：壁の中心線から中心線までの長さを測った寸法

※ 建築図面等においては、壁芯からの寸法で表記することが一般的です。内法より長く(広く)なるので、図面で確認しただけでは有効面積の算出を誤る場合があります。

○ 機能訓練等のサービス提供に直接必要のない備品(書棚、食器棚、冷蔵庫等)、居住スペースとしての使用が想定されないスペース(押し入れ、床の間、廊下、柱等)は食堂、機能訓練室の有効面積から除外すべきです。

※ 計測ミス等により1人3㎡を確保できていないことが判明した場合、実際の有効面積に応じた利用定員を超える利用者分について定員超過として運営基準違反となります。また、1月の平均で定員超過となる場合、定員超過による減算が適用されます。

●レイアウトの変更に係る届出：必要

⇒事業所のレイアウトを変更する場合、事前に届け出る必要があります。レイアウトを変更していたにもかかわらず、変更届の提出を怠っていたことが後で判明した場合、指導対象となります。レイアウトを変更する場合には、必ず事前に変更届を提出してください。

2 消火設備等

(1) 消火設備について

消防法令の一部改正にともない、宿泊サービスをともなう該当の事業所は、平成27年4月から新たに消防用設備等の設置が義務付けられます。

①改正の概要

⇒消防法施行令の一部を改正する政令において、対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準の見直しを行うほか、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置に関する基準の見直しを行うものです。

また、上記の設置基準の見直しと合わせて、消防法施行規則の一部を改正する省令等において消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する基準の見直し、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置対象施設の見直し等を行うものです。

②改正の主な内容

◆スプリンクラー設備の設置基準の見直し◆

⇒火災時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設(※消防法で定められた施設)において、原則として延べ面積にかかわらず設置することを義務付ける。

(施行期日：平成27年4月1日)

◆自動火災報知設備の設置基準の見直し◆

⇒社会福祉施設等(※消防法で定められた施設)で就寝の用に供する居室を持つものに対し、延べ面積にかかわらず設置することを義務付ける。

(施行期日：平成27年4月1日)

◆消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準の見直し◆

⇒自力避難困難な者が入所する社会福祉施設等(※消防法で定められた施設)における消防機関へ通報する火災報知設備について、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して自動的に起動することを義務付ける。

(施行期日：平成27年4月1日)

◆用語の定義◆

⇒自動火災報知設備の設置の義務化にともない、特定小規模施設用自動火災報知設備を用いることができる施設の対象に社会福祉施設等(※消防法で定められた施設)を追加する。

(施行期日：平成27年4月1日)

※消防法で定められた施設：消防法施行令(別表第1)等を参照ください。

※スプリンクラー設備・自動火災報知設備については、平成30年3月31日までの経過措置、避難器具等の設置については平成28年3月31日までの経過措置となります。

★詳しくはお近くの消防署にお問い合わせください。

(2) その他設備について

利用者の生命・身体にも関わる非常に重要な項目です。消防法その他の法令等に規定された設備が確実に設置されているか改めて確認してください。

指導事例

- ① 食堂及び機能訓練室に、静養室とは別にベッドを設置し、静養スペースとしていたため、実際に利用できる有効面積が減少していた。
- ② 相談室を他の用途の部屋に変え、相談室がなくなっていた。
- ③ 介護保険の利用者と保険外(自費利用)の利用者の合計の月平均が運営規程に定める利用定員を超えていたが、定員超過による減算を行っていなかった。

1 通所介護計画の作成及び説明・同意・交付

通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合については、その内容に沿って作成しなければなりません。したがって、必ずケアマネジャーからケアプランの交付を受けるようにしてください。

※暫定ケアプランの利用者についても、通所介護のサービス提供を行うのであれば、通所介護計画の策定が必要です。また、ケアプラン作成後に当該通所介護計画が居宅サービス計画の内容に沿ったものであるかを確認し、必要に応じて通所介護計画を修正する必要があります。
⇒通所介護計画を作成した際は、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た上で交付しなければなりません。交付した通所介護計画には、目標及び内容に関する同意のサインをもらうだけでなく、説明した日と交付した日がわかるように記録しておくことが望ましいです。交付した通所介護計画は利用者へのサービス提供が終了した日から5年間保存しなければなりません。

【作成例】

私は上記の計画について説明を受け、同意し、交付を受けました。

平成〇年〇月〇日 神奈川 花子 (印)

※通所介護計画に盛り込むべき項目については、運営の手引きP〇参照

2 通所介護計画の目標設定・評価

通所介護計画における目標の設定については、ケアプランに沿った内容で通所介護事業所としての目標を設定します。(ケアプラン上の目標をそのまま転記するものではありません。)

目標設定に当たっては、利用者やその家族にもわかりやすい具体的な目標を設定するように努めてください。具体性に乏しい目標を設定すると、目標達成に必要なサービスが何であるのかわからないだけでなく、目標の達成度合い等の評価もしづらく、結果として必要なサービスの提供ができない、評価も不十分となるという悪循環に陥ることになります。

※計画実施期間が終了すると機械的に同じ目標を次の期間に位置づけるという事例もありましたが、目標設定はその期間で実現可能と思われる内容を設定すべきです。同じ目標が何度も設定されるのであれば、その目標が不適切であることが考えられます。

※計画実施期間終了後には、目標の達成度はどれくらいか、設定した目標のレベルは適当であったかなど、評価を行い、その結果を必ず記録してください。

指導事例

- ① 通所介護計画が作成されていなかった。
- ② 利用者又はその家族の同意を得ずにサービス提供を開始していた。
- ③ 全ての利用者の通所介護計画の内容が全く同じであった。

1 屋外でのサービス提供

(1) 屋外サービスの要件

⇒通所介護は事業所内でのサービス提供を基本としますが、次の要件を満たす場合に限り屋外でのサービス提供が可能です。

【要件】（①②の両方を満たす必要があります）

- ① あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること
- ② 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること

※機能訓練が目的ではなく、気分転換や娯楽を目的としたものは、通所介護サービスの対象とならず、報酬算定ができません。

※例えば、機能訓練等を目的としない遠方への外出や長時間の外出や通所介護計画への位置付けが不明確で機能訓練を目的としているとは考えにくい屋外でのレクリエーション等は、通所介護における屋外サービスには含まれないものと考えられます。

(2) 屋外サービス提供時の職員配置

⇒事業所内に残るグループと外出するグループに分かれる場合、

- ①事業所内グループ：事業所に残る利用者の数に応じた適当数の職員配置が必要
- ②外出グループ：外出利用者の人数を勘案し、安全面に配慮した適当数の職員配置が必要

2 理美容サービス（保険外サービス）

◆ 理美容サービスの位置付け

⇒理美容サービスは通所サービスに含まれませんが、通所サービスとは別に利用者の自己負担により理美容サービスを提供することは可能です。

ただし、利用者に必要なものとして当初から予定されている通所サービスの提供プログラム等に影響しないよう配慮が必要です。

なお、通所サービスとの区分が明確であれば理美容サービスの提供は必ずしも通所サービスの開始前又は終了後に限るものではありませんが、この場合、

- ① 通所サービスとそれ以外のサービスの区分が明確になされた通所介護計画について、利用者本人（又はその家族）に対して説明し、同意を得ていること
- ② 通所サービスの利用料（1割負担）とは別に費用請求が行われていること

が必要です。

注意

通所サービスの所要時間には理美容サービスに要した時間は含まれません。したがって、サービス提供時間中に行う場合は、理美容サービスの時間を除いた通所介護のサービス提供時間に応じた区分にて報酬請求を行うこととなります。

3 マッサージ

◆ マッサージの位置付け

⇒通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うこととされています。

機能訓練の一環としてその効果が見込まれるマッサージの提供は可能ですが、機能訓練とは考えにくいマッサージや治療を目的としたマッサージは通所介護の内容とすることは適当ではありません。

4 サービス提供時間中の医行為

利用者及びその家族の同意を得た上で、看護師等の資格を持つ職員が医師の指示の下に行う医行為については、通所サービスを提供する上で、必然的に生じる範囲において可能です。(例 入浴後の褥そうのガーゼ交換、経管栄養、インシュリン注射など)

注意

※看護師の資格を有する者であっても医師の指示なく医行為を行うことはできませんので、必ず指示を受け、指示内容を確認するようにしてください。

※通所サービスを提供する上で必然的に生じる範囲を超えた医療的処置等を行うことはできません。

※通所介護事業所の介護職員が医行為を行うことはできません。

5 体験利用

◆ 体験利用の位置付け

⇒体験利用と称して、介護保険の通所介護サービス利用者とサービス提供時間を通じて同サービスを提供する場合には、利用者からその費用の10割の支払いを受ける必要があります。

無料でのサービス提供(体験利用)は、利用者間の公平性等の観点から適正とはいえません。

⇒ただし、10割の支払いは利用者にとっては過大な負担となるため、見学については費用を徴収しなくても差し支えありません。また、サービスの一部のみを提供する場合には、介護保険外(自費)サービスとして提供し、適切な利用料金を徴収することも可能です。

※法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供したときには、その利用者から支払を受ける利用料の額と、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければなりませんとされています。

注意

サービス提供日に体験利用者を受け入れる際は、保険制度の利用者へのサービス提供に支障がないことが前提であり、保険制度の利用者と体験利用者の合計人数及び提供時間数に対する人員配置、設備基準を満たすとともに、体験利用者を含めて利用定員内に収まるようにする必要があります。

指導事例

- ① 通所介護のサービス提供として、機能訓練を目的としない、ショッピングセンターでの買い物やレストランでの外食をしていた。
- ② 治療を目的としたマッサージを提供し、通所介護サービスとして報酬算定していた。

1 サービス開始時刻と終了時刻の記録

通所介護の報酬算定をする上で、サービス提供開始時刻と終了時刻の記録は重要なものとなります。記録については、実際にサービスの提供を開始した時刻・終了した時刻を記載するようにしてください。

なお、報酬算定に際し用いる「所要時間」とは、通所介護計画に位置付けられた内容の通所介護を行うために要する標準的な時間であり、送迎に要する時間は含まれないものとされています。

2 2時間以上3時間未満の利用

厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満のサービスを行う場合は、3時間以上5時間未満の単位数の100分の70に相当する単位数を算定します。

重要

【厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者】

- ・ 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者（厚労告95）
「厚労告95の利用者」とは
- ・ 心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者
- ・ 病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者等であり、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべき（老企36）

※ 上記に該当する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満のサービスを行った場合にのみ報酬算定が可能です。単に長時間のサービスを希望しない利用者や入浴サービスのみを利用する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満のサービスを行っても報酬算定の対象とはなりません。

3 サービス提供時間の短縮

◆ 体調不良等に伴うサービス提供時間の短縮

⇒7～9時間のサービス提供時間の通所介護計画を作成していた利用者が、当日の途中で体調を崩したため、6時間でサービス提供を中止した場合、7～9時間で報酬算定することも可能です。ただし、利用者負担を軽減するという観点から5～7時間で算定することも可能です。

※通院等で、当初から時間の短縮が決まっている場合は、上記ケースに当てはまりませんので、通所介護計画を変更し、短縮後の時間に相応する報酬区分で算定する必要があります。

※サービス提供時間を短縮した場合において、提供したサービス内容が3時間未満の場合は、報酬算定はできずキャンセル扱いとなります。

4 提供時間数の異なる利用者の受け入れ

当日のサービス進行状況や送迎等の関係から、サービス提供の開始・終了時刻が利用者ごとに前後することはあり得るものですが、その場合であっても通所介護計画に位置付けられた内容の通所介護を行えば介護報酬の対象となるものであり、全ての利用者のサービス提供の開始・終了時刻を同時にすることが求められているわけではありません。

また、例えば、5時間以上7時間未満のサービスを受ける利用者と7時間以上9時間未満のサービスを受ける利用者が混在している場合であっても、1つの単位として、一体的なサービス提供が可能である場合などは、利用者のニーズに応じた柔軟なサービス提供が可能となります。

注意

＜居宅条例解釈通知 第3・VI・1(1)アより抜粋＞

利用者ごとに作成した通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して通所介護を行うことも可能です。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合(※)には、別単位となることに留意してください。

※同時一体的でないとは・・・

○同時に一定の距離を置いた二つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているとはいえない場合。

○午前と午後とで別の利用者に対してサービスを提供する場合。

⇒同じ単位の利用者を午前と午後でグループ分けしてサービス提供を行うことはできません。

○ 送迎の関係で、先に到着した利用者に対し、サービス提供ができる人員が配置されているのであれば、サービス提供をすることが可能です。

○ 事業所のサービス提供時間を7～9時間に設定の上、所要時間5～7時間の利用者を受け入れることは可能ですが、事業所のサービス提供時間を5～7時間に設定し、設定された時間よりも長い所要時間7～9時間の利用者を受け入れることはできません。

○ 送迎が2便体制に分かれ、利用者により提供時間が異なる場合、例えば1便の利用者が9時半～16時半、2便の利用者が10時半～17時半でサービス提供を受ける場合は、当該事業所のサービス提供時間を9時半～17時半に設定し、その中で各通所介護計画に応じたサービス提供を行うようにしてください。

○ サービス提供時間の設定は、例えば所要時間7～9時間の場合、7時間ちょうどの設定が可能です。通所介護サービス費を請求するにあたり、所要時間7～9時間の通所介護計画に位置付けられたサービスが提供されたのであれば、7～9時間の通所介護費を算定できます。

＜平成24年介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1) (平成24年3月16日)＞

【問58】各所要時間区分の通所サービス費を請求するにあたり、サービス提供時間の最低限の所要時間はあるのか。

【答】所要時間による区分は現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置付けられた通所サービスを行うための標準的な時間によることとされており、例えば通所介護計画に位置付けられた通所介護の内容が7時間以上9時間未満であり、当該通所介護計画どおりのサービスが提供されたのであれば、7時間以上9時間未満の通所介護費を請求することになる。ただし、通所サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、サービス提供の内容や利用料等の重要事項について懇切丁寧に説明を行い同意を得ることとなっていることから、利用料に応じた、利用者説明可能なサービス内容となっている必要があることに留意すること。

1 感染症の防止

指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

※ インフルエンザ、ノロウイルス、疥癬など、通所介護事業所において感染症がまん延する事例が報告されています。感染症は予防が第一です。日頃より予防措置を講じ、感染者を出さないよう努めてください。

また、万が一、事業所で感染症が発生した場合について、事業所で対応策を予め考えておく必要があります。どのような対応をとるのかを従業者全員が理解している必要があります。事業者として感染症対策マニュアルを作成する、感染症対策研修を実施する等の方法により、日頃から従業者全員に理解を促してください。

※ 同一施設内の保険外サービスにおいても感染性がまん延しないよう十分な注意と対策が必要です。

※マニュアル作成の際は、介護情報サービスかながわに「高齢者介護施設における感染症対策マニュアル」等を掲載していますので、参考にしてください。

「介護情報サービスかながわ」 (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo/>)

ライブラリ(書式/通知) - 11. 安全衛生管理・事故関連

- 感染症関連 - 高齢者介護施設における感染対策マニュアル

2 避難訓練の実施等

通所介護事業所は、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関との連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければなりません。

最寄りの消防機関等と連携・相談し、適切な措置を講じてください。

また、防災対策として必要な事項については、【介護保険最新情報vol282】を参照してください。

【介護保険最新情報vol.282の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」

- ライブラリ(書式/通知)

- 5. 国・県の通知

- ★★介護保険最新情報(厚生労働省通知)★★

3 事故報告

通所介護事業所内で事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなりません。

通所介護のサービス提供時間中に起こった事故でなくても、例えば自費による延長サービス等で事故があった際にも、必ず、市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うようにしてください。

※宿泊サービス実施中に事故が発生した場合も、必ず、市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うようにしてください。

指導事例

・利用者を迎えに行ったところ利用者が嘔吐していたが、他の利用者と同じ送迎車に乗せサービス提供をし、他の利用者や事業所職員をノロウイルスに感染させてしまった。

事業所規模の計算方法

- (1) 通所介護と介護予防通所介護若しくは第1号通所事業（介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるもの）を一体的に実施する事業所
 ⇒ 事業所規模については前年度（4月～2月）の1月当たりの平均利用延人員数により区分されますが、介護予防通所介護を一体的に行う事業所については、介護予防通所介護の1月当たりの平均利用延人員数（※）を含めて計算します。

注意

前年度実績が6月未満の事業者又は前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者については、便宜上、利用定員の90%を1日当たりの利用者数とし、予定されている1月当たりの営業日数を乗じて得た数で判断します。

※ 「(3) 平均利用延人員数の計算方法」はA・Bいずれかの方法によります。

- (2) 通所介護と介護予防通所介護を分離して実施する事業所
 （通所介護と介護予防通所介護で単位分けしてそれぞれ人員配置している事業所）
 ⇒ 介護予防通所介護の利用者数は平均利用延人員数に含めません。

- (3) 平均利用延人員数の計算方法

【通所介護】

3時間以上5時間未満	→	利用者数に1/2を乗じて得た数	} の合計により算出
5時間以上7時間未満	→	利用者数に3/4を乗じて得た数	
7時間以上9時間未満	→	利用者数	

【介護予防通所介護】 ※通所介護と一体的にサービス提供を行う場合

A	◆延人員数を加える方法	} の合計により算出
	5時間未満 → 利用者数に1/2を乗じて得た数	
	5時間以上7時間未満 → 利用者数に3/4を乗じて得た数	
	7時間以上9時間未満 → 利用者数	

または、

B	◆同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加える方法により算出
---	---------------------------------------

- (例) サービス提供時間7～9時間の事業所における、ある日の介護予防通所介護の利用者が、午前（9時00分～12時30分）10人、午後（12時30分～16時00分）12人だった場合、

A：延人員数により算出 → $(10+12) \times 1/2 = 11$ 人

B：最大数により算出 → 最大利用者数 = 12人 となります。

重要

◆平均利用延人員数の算出に係る留意事項◆

- ① 同一事業所で2単位以上の通所介護サービスを行っている場合について
⇒ 同一事業所で2単位以上の通所介護サービスを行っている場合については、全ての単位の利用者数の合計を基に計算します。
- ② 認知症対応型通所介護の利用者について
⇒ 認知症対応型通所介護の利用者については、平均利用延人員数の計算の際には含めません。ただし確定後本プランになった場合は含めて計算する。
- ③ 暫定ケアプランによりサービス提供を受けている場合について
⇒ 新規に要介護認定を申請中の方が、いわゆる暫定ケアプランによりサービス提供を受けている場合は、月平均延利用者の計算の際には含めません。
- ④ 区分支給限度額を超えてサービス提供を受けている場合について
⇒ 区分支給限度額を超えてサービスの提供を受けている（いわゆる上乘せサービス）利用者がある場合、当該利用者を含めて平均利用延人員数を計算します。

※ 事業所規模の確認は事業所の責任で行ってください。なお、報酬請求上の事業所規模と届出の事業所規模について、給付適正化の観点から定期的に確認を行っております。平均利用延人員数の算出を誤り、誤った単価を用いて介護報酬を請求し、後に誤った単価で請求していた事実が発覚したため、過去に遡って過誤調整となった事例もあります。平均利用延人員数の計算はくれぐれも正確に行い、事業所規模の変更があった場合には、前年度3月15日までに必ず届出を行ってください。

●事業所規模の変更に係る届出：必要（3月15日まで）

※万が一、届出を忘れており、後日判明した場合

- ・規模が大きくなる ⇒ 4月に遡及して過誤調整となります。
- ・規模が小さくなる ⇒ 15日までに届出を行った場合、翌月1日から正しい規模による算定が可能となります。（遡及はしません。）

指導事例

事業所規模について、前年度の利用者数の実績の確認を行っておらず、本来事業所規模を小規模から通常規模へ変更しなければならなかったところ、届出をせず、誤って小規模のまま報酬請求していた。

※ 個別機能訓練加算・運動器機能向上加算は人員配置だけでなく、計画の策定や評価など、そのプロセスも評価されています。プロセスも加算の重要な算定要件です。加算を算定する事業所にあつては、そのプロセスも含めて加算要件を全て満たしているか改めて確認してください。

1 個別機能訓練加算

重要

平成27年4月から個別機能訓練加算（Ⅰ・Ⅱ共通）は「単位の変更」、「追加要件」がありますので、ご注意ください。

※内容は「3 通所介護の加算について」(3)をご覧ください。

重要

【プロセス（個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ共通部分）】

- 個別機能訓練計画の作成
→機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成する。
- 開始時及びその後3月ごとに1回以上個別機能訓練計画の内容（評価を含む）を利用者又はその家族に対し説明し、記録する。
- 個別機能訓練の効果、実施方法等についての評価し、評価内容や目標の達成度合いについて、当該利用者を担当する介護支援専門員等に適宜報告・相談し、必要に応じて利用者又は家族の意向を確認の上、当該利用者のADL、IADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。
- 個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は利用者ごとに保管し、常に個別機能訓練の従事者が閲覧可能な状態とする。

※ 個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることが可能です。

○ 個別機能訓練加算ⅠとⅡの主な違い

注意

個別機能訓練加算ⅠとⅡでは、機能訓練指導員の配置のほか、機能訓練の目的やサービス提供の手法が異なりますので、算定に当たっては、その違いに留意する必要があります。詳しくは、運営の手引きでそれぞれの算定要件を必ず確認するようにしてください。

※ 個別機能訓練加算Ⅱは、個別機能訓練加算Ⅰと異なり、非常勤の機能訓練指導員の配置でも算定可能です。また、サービス提供時間帯を通じて配置することも要件とされていません。

※ 個別機能訓練加算Ⅱを算定する場合、理学療法士等が直接訓練の提供を行わなければならない、直接訓練の提供を受けた利用者に対してのみ加算の算定が可能です。

※ 個別機能訓練加算Ⅰについては、グループの人数の規定はありませんが、個別機能訓練加算Ⅱについては、類似の目標を持ち、同様の訓練内容が設定された五人程度以下の小集団(個別対応含む)で行うことが要件とされています。

※ 個別機能訓練加算Ⅱに係る機能訓練は、身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施するものです。

具体的には、適切なアセスメントを経て利用者のADL及びIADLの状況を把握し、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標(一人で入浴できるようになりたい等)を利用者ごとに適切に設定し、当該目標を達成するための訓練を実施する必要があります。

2 運動器機能向上加算

運動器機能向上加算については、月1回のモニタリングの実施や計画の実施期間終了後に介護予防支援事業者への報告が必要です。

当該加算を算定するには、個別のサービス提供が必須です。

重要

【プロセス】

- サービスの提供に際して考慮すべきリスク、利用者のニーズ及び利用者の運動器の機能の状況の把握
- 運動器機能向上計画の作成
 - 理学療法士等、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに運動器機能向上計画を作成する。
 - 長期目標(3カ月で達成)と短期目標(1カ月で達成)を設定する。
- 運動器機能向上計画の内容を利用者へ説明し、同意を得る。(記録を残すこと)
- 運動器機能向上計画に基づく運動器機能向上サービスの提供
- 定期的な利用者の運動器の機能の記録
- 運動器機能向上計画の進捗状況の評価
 - 概ね1カ月ごとに短期目標の達成状況と運動器の機能の状況についてモニタリングを実施する。
- 介護予防支援事業所への報告
 - 運動器機能向上計画に定める実施期間終了後に長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について事後アセスメントを実施し、その結果を介護予防支援事業所へ報告する。

※ 個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)と併せて当該加算の算定を行っている事業所は、それぞれの加算要件、プロセスが異なることに留意すること。

※ 運動器機能向上計画に相当する内容を介護予防通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって運動器機能向上計画の作成に代えることが可能です。

※ 介護予防通所介護のサービス提供記録に理学療法士等、経験のある介護職員その他の職種の者が利用者の運動器の機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に運動器機能向上加算の算定のために利用者の運動器の機能を定期的に記録する必要はありません。

※ 人員欠如及び定員超過の減算期間中は運動器機能向上加算を算定することはできません。

3 生活機能向上グループ活動加算

利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(生活機能向上グループ活動サービス(※))を行った場合に所定単位数を加算します。

●届出の要否：要

※ 当該加算はグループ活動について評価する加算のため、介護予防通所介護計画上、共通の課題を有する利用者が1人の場合は算定できません。

※算定要件

- ・生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員等の介護予防通所介護従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上等の目標を設定した介護予防通所介護計画を作成していること。
- ・介護予防通所介護計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。
- ・生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上実施していること。

※ 運動器機能向上加算、口腔機能向上加算及び栄養改善加算の届出を行っている場合でも生活機能向上グループ活動加算を届け出することは可能です。ただし、同月内に同一の利用者に対し運動器機能向上加算、口腔機能向上加算、栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算を算定している場合は、生活機能向上グループ活動加算を算定できません。

4 選択的サービス複数実施加算

◆算定要件

- ・利用者が介護予防通所介護の提供を受ける日に 必ずいずれかの選択的サービスを実施していなければなりません。
- ・1月につき、いずれかの選択的サービスを2回以上実施していなければなりません。
- ・なお、選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）については、選択的サービスのうち2種類、選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）については、3種類実施した場合に算定します。

【留意点】

- ・厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所が、利用者に対し、選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービス）のうち複数のサービスを実施した場合に加算されます。
- ・同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合には算定できません。
- ・（Ⅰ）（Ⅱ）いずれかの加算しか算定できません（（Ⅰ）と（Ⅱ）を同時に算定することはできません。）

- ・ 複数の種類の選択的サービスを組み合わせて実施するに当たって、各選択的サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービスの提供方法等について検討する必要があります。
 - ・ なお、算定に当たっては以下に留意してください。
- ① 実施する選択的サービスごとに、各選択的サービスの取扱いに従い適切に実施していること。
 - ② いずれかの選択的サービスを週一回以上実施すること。
 - ③ 複数の種類の選択的サービスを組み合わせて実施するに当たって、各選択的サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービスの提供方法等について検討すること。

指導事例

- ・ 運動器機能向上計画の短期目標に係るモニタリングを実施していなかった。

2-12

減算について

1 定員超過

- (1) 利用定員と食堂及び機能訓練室の面積について
 - ⇒ 通所介護事業所の食堂及び機能訓練室は、1人当たり3㎡以上確保しなければなりません。
 - ※ 自費の利用者を受け入れる場合にも、利用定員の枠内で受け入れるようにしてください。
- (2) 定員超過による減算の適用
 - ⇒ 1日でも利用定員を超過すれば運営基準違反です。「減算にならないければよい」といった考え方で事業を運営しないようにしてください。
 - ⇒ なお、定員超過の減算が適用されるのは、月平均の利用者数（自費の利用者を含む。）が利用定員を超過した場合です。

●届出の要否：不要

●減算適用時期：月平均で定員を超過した単位のその翌月の利用者全員分について所定単位数の70%に減算

重要

平成24年度の報酬改定により、「都道府県知事は、定員超過が行われている事業所に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、定員超過が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする」とされました。

2 人員欠如

(1) 人員欠如による減算の適用

⇒ 単位ごとに、1月当たりの職員の配置が次項の計算式に当てはまる場合、減算となります。

ア 人員欠如を計算する際の数について

○ 看護職員の数は、1月間の職員の数の平均を用いる。この場合、1月間の職員の平均は、当該月のサービス提供日に配置された延べ人数を当該月のサービス提供日数で除して得た数とする。

○ 介護職員等の数は、利用者数及び提供時間数から算出する勤務延時間数を用いる。この場合、1月間の勤務延時間数は、配置された職員の1月の勤務延時間数を、当該月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数とする。

イ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合

⇒ 人員欠如があった翌月から、人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について、所定単位数の70%に減算されます。

【看護職員】

$$\frac{\text{サービス提供日に配置された看護職員の延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 0.9$$

【介護職員】

$$\frac{\text{当該月に配置された介護職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき介護職員の勤務延時間数}} < 0.9$$

ウ 人員基準上必要とされる員数から一割の範囲内で減少した場合

⇒ 人員欠如があった翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数の70%に減算されます。ただし、人員欠如があった翌月の末日において人員基準を満たしている場合は、減算をする必要はありません。

【看護職員】

$$0.9 \leq \frac{\text{サービス提供日に配置された看護職員の延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 1.0$$

【介護職員】

$$0.9 \leq \frac{\text{当該月に配置された介護職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき介護職員の勤務延時間数}} < 1.0$$

(2) 人員欠如による減算の届出

⇒ 人員欠如による減算については、届出が必要です。

※ 届出を行わず、人員欠如による減算のコードにて報酬請求を行った場合、システム上エラーが生じ、報酬が支払われなくなりますので注意が必要です。

注意

平成24年度の報酬改定により、都道府県知事は著しい人員欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導することとされ、当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合をのぞき、指定の取消しを検討するものとされました。

なお、定員超過・人員欠如による減算適用期間中は、口腔機能向上加算、栄養改善加算、運動器機能向上加算、サービス提供体制強化加算も算定要件を満たさなくなり、算定できません。加算の取り下げが必要になりますので注意が必要です。

夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針案(抜粋)

1 宿泊サービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針案

宿泊サービスの最低限の質を担保するという観点から、「宿泊サービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針案」が示されました。

また、宿泊サービスの内容の届出制については、平成27年4月1日から施行されていますのでご注意ください。

2 宿泊サービスの定義

この指針案において、「宿泊サービス」とは指定通所介護事業者が当該事業所の営業時間外に、その設備を利用し、当該事業者の利用者に対し、排せつ、食事等の必要な介護などの日常生活上の世話について、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスとして提供することをいいます。

3 宿泊サービスの提供

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況により、若しくは利用者の家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、宿泊サービスを提供すること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、(1)の趣旨を鑑み、緊急時又は短期的な利用に限って、宿泊サービスを提供すること。

4 宿泊サービス事業者の責務

当該指針案には、「宿泊サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った宿泊サービスの提供に努めること」、「宿泊サービス事業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を継続できるよう、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話に係るサービスの提供を行うこと」、「宿泊サービス事業者は、宿泊サービスが位置付けられた居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に沿って、宿泊サービスの提供を希望する利用者に対し、宿泊サービスを提供すること」、「居宅サービス計画等への宿泊サービスの位置付けは、指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員等により、あらかじめ利用者の心身の状況、家族の状況、他の介護保険サービスの利用状況を勘案し適切なアセスメントを経たものでなければならない」、「安易に居宅介護計画等に位置付けるものではないこと」、「宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供及び運営に当たっては、建築基準法、消防法、労働基準法、その他の法令等を遵守すること」など宿泊サービス事業者の責務が定められています。

5 人員に関する指針案

1 従業者の員数及び資格

宿泊サービス事業者が、宿泊サービス事業所ごとに置くべき従業者の員数及び資格は次のとおりです。

- (1) 宿泊サービス従業者は、宿泊サービスの提供内容に応じ必要数を確保することとし、宿泊サービスの提供を行う時間帯を通じて、夜勤職員として介護職員又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。）を常時1人以上確保すること。
- (2) 宿泊サービス従業者のうち介護職員については、介護福祉士の資格を有する者、実務者研修又は介護職員初任者研修を修了した者であることが望ましいこと。

なお、それ以外の介護職員にあっても、介護等に対する知識及び経験を有する者であること。

(3)食事の提供を行う場合は、食事の介助等に必要な員数を確保すること。

(4)緊急時に対応するための職員の配置又は提供時間帯を通じた連絡体制の整備を行うこと。

2 責任者は次のとおりです。

宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者の中から責任者を定めること。

6 設備に関する指針案

1 利用定員については次のとおりです。

宿泊サービス事業所の利用定員は、当該指定通所介護事業所等の運営規程に定める利用定員の2分の1以下かつ9人以下とすること。ただし、2(2)①の基準を満たす範囲とすること。

2 設備及び備品等については次のとおりです。

(1)必要な設備及び備品等

宿泊サービス事業所は、宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、宿泊サービスを提供するにあたり適切な寝具等の必要な備品を備え、当該指定通所介護事業所等の運営に支障がないよう適切に管理すること。なお、当該指定通所介護事業所等の設備及び備品等を使用する場合は、当該指定通所介護事業所等の利用者のサービス提供に支障がない範囲で使用すること。

(2) (1)で掲げる宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の基準は、次のとおりです。

① 宿泊室

ア 宿泊室の定員は、1室あたり1人とすること。ただし、利用者の希望等により処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとすること。

イ 宿泊室の床面積は、1室あたり7.43平方メートル以上とすること。

ウ ア及びイを満たす宿泊室（以下「個室」という）以外の宿泊室を設ける場合、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものとすること。なお、プライバシーが確保されたものとは、例えば、パーテーションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるものである必要があるが、壁やふすまのような建具まで要するものではないこと。ただし、カーテンはプライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められないものである。

また、利用者の希望等により処遇上必要と認められる場合を除き、男女が同室で宿泊することがないように配慮すること。

エ 個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものとすること。

なお、プライバシーが確保されたものとは、例えばパーテーションや家具

などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるものである必要があるが、壁やふすまのような建具まで要するものではないこと。ただし、カーテンはプライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められないものである。また利用者の処遇上必要と認められる場合を除き、男女が同室で宿泊することがないように配慮すること。

② 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しなければならないこと。

7 運営に関する指針案

1 内容及び手続の説明及び同意については次のとおりです。

宿泊サービス事業者は、宿泊サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、10に定める運営規程の概要、責任者の氏名、宿泊サービス従業者の勤務体制その他の利用申込者の宿泊サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、宿泊サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ること。

2 宿泊サービス提供の記録については次のとおりです。

宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的な宿泊サービスの内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供すること。

3 宿泊サービスの主な取扱方針については次のとおりです。((1)、(2)は省略)

(3) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないこと。

(4) 宿泊サービス事業者は、(3)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録すること。など

4 宿泊サービス計画の作成については次のとおりです。

(1) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを概ね4日以上連続して利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者が利用する指定通所介護事業所等におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の指定居宅介護支援事業者等と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成すること。なお、4日未満の利用であっても反復的、継続的に利用することが予定されている利用者については、宿泊サービス計画を作成し宿泊サービスを提供すること。

(2) 宿泊サービス事業者は、計画の作成に当たっては、居宅サービス計画等に沿って作成し、宿泊サービスの利用が長期間とならないよう、居宅介護支援事業者等と密接に連携を図ること。など

5 介護

- (1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うこと。
- (3) 宿泊サービス事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えること。
- (4) 宿泊サービス事業者は、(1)から(3)までに定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うこと。

6 食事の提供

- (1) 宿泊サービス事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供すること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援すること。

7 健康への配慮

宿泊サービス事業者は、当該指定通所介護事業所等において把握している利用者の健康に関する情報に基づき、必要に応じて主治の医師や指定居宅介護支援事業者等と連携し、常に利用者の健康の状況に配慮して適切な宿泊サービスを提供すること。

8 相談及び援助

宿泊サービス事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。

9 緊急時等の対応については次のとおりです。

宿泊サービス事業者は、現に宿泊サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ協力医療機関を定めている場合は、協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずること。

10 運営規程については次のとおりです。

宿泊サービス事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておくこと。

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③サービス提供日及びサービス提供時間
- ④利用定員
- ⑤宿泊サービス内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥宿泊サービス利用に当たっての留意事項
- ⑦緊急時等における対応方法
- ⑧非常災害対策
- ⑨その他運営に関する重要事項

1 1 勤務体制の確保等

宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス従業者によって宿泊サービスを提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。など

1 2 定員の遵守

宿泊サービス事業者は、運営規程に定める利用定員を超えて宿泊サービスの提供は行ってはならない。

1 3 非常災害対策

宿泊サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び地域住民等との連携体制を整備し、それらを定期的に宿泊サービス従業者に周知するとともに、定期的に夜間を想定した避難、救出その他必要な訓練を行うこと。

1 4 衛生管理等

(1) 宿泊サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じること。

(2) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

1 5 掲示

宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、責任者の氏名、宿泊サービス従業者等の勤務の体制、苦情処理の概要、緊急時の避難経路その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

1 6 秘密保持等

宿泊サービス従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないこと。など

1 7 広告

宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしなないこと。

また、介護保険サービスとは別のサービスであることを明記すること。

1 8 苦情処理

宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。など

19 事故発生時の対応

宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により自己が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。など

20 宿泊サービスを提供する場合の届出については次のとおりです。

- (1) 宿泊サービス事業者等が指定通所介護等の提供以外の目的で、指定通所介護事業所等の設備を利用し、宿泊サービスを提供する場合には、宿泊サービスの内容を宿泊サービスの提供開始前に当該指定通所介護事業者等に係る指定を行った都道府県等（神奈川県介護保険課あて）に届け出ること。なお、当該届出については別添様式に基づいて行うこととし、当該届出内容は法第115条の35の介護サービス情報の基本情報と併せて、当該介護サービスを提供する事業所を管轄する都道府県知事に報告すること。
- (2) 指定通所介護事業者等は、(1)で届け出た内容に変更があった場合は、所定の様式に基づき、変更の事由が生じてから10日以内に指定権者（神奈川県介護保険課あて）に届け出ること。
- (3) 指定通所介護事業者等は、当該宿泊サービスを休止又は廃止する場合には、別添様式により、その休止又は廃止の日の1月前までに指定権者に届け出ること。

21 調査への協力等については次のとおりです。

宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切な宿泊サービスが行われているかどうかを確認するために都道府県及び市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うこと。

22 記録の整備については次のとおりです。

- (1) 宿泊サービス事業者は、従業者、設備、備品に関する諸記録を整備しておくこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存すること。

- ① 「2 (宿泊サービス提供の記録)」に定める具体的な宿泊サービス提供の内容等の記録
- ② 「3 (4)」に定める身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- ③ 「4」に定める宿泊サービス計画
- ④ 「18 (2)」に定める苦情の内容等の記録
- ⑤ 「19 (2)」に定める事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

居宅系サービス：神奈川県 介護保険課 行き

FAX:045-210-8866

施設系サービス：神奈川県 高齢施設課 行き

FAX:045-210-8874

平成27年度 介護保険指定事業者等指導講習会 質問用紙

事業所番号	1	4							
事業所名									
担当者名									
連絡先	TEL:		—			—			
(TEL/FAX)	FAX:		—			—			

質問の 対象サービス (該当に○)	【居宅系サービス】 居宅介護支援 ・ 訪問介護 ・ 訪問入浴介護 ・ 訪問看護 ・ 訪問リハビリテーション ・ 居宅療養管理指導 ・ 通所介護 ・ 通所リハビリテーション ・ 福祉用具貸与 ・ 特定福祉用具販売
	【施設系サービス】 介護老人福祉施設/短期入所生活介護 ・ 介護老人保健施設/短期入所療養介護 ・ 介護療養型医療施設/短期入所療養介護 ・ 特定施設入居者生活介護
	その他

【質問内容】(受講日： 月 日)